

豊山町地域防災計画
—風水害等対策計画—

(令和7年2月修正)

豊山町防災会議

第1編 総 則	1
第1章 計画の目的.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画の構成.....	2
第4節 災害の想定.....	2
第5節 豊山町防災会議.....	2
第2章 基本理念及び重点を置くべき事項.....	4
第1節 防災の基本理念.....	4
第2節 重点を置くべき事項.....	5
第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	7
第1節 実施責任.....	7
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱.....	8
第2編 災害予防	15
第1章 防災協働社会の形成推進.....	15
第1節 防災協働社会の形成推進.....	15
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携.....	17
第3節 企業防災の促進.....	20
第2章 水害予防対策.....	23
第1節 河川防災対策.....	23
第2節 雨水出水対策.....	25
第3節 浸水想定区域における対策.....	25
第4節 農地防災対策.....	27
第5節 地盤沈下の防止.....	28
第6節 被災宅地危険度判定の体制整備.....	28
第3章 事故・火災等予防対策.....	29
第1節 航空機事故.....	29
第2節 道路災害対策.....	29
第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策.....	30
第4節 高圧ガス保安対策.....	31
第5節 火薬類保安対策.....	31
第4章 消防計画.....	32
第1節 消防力の強化.....	32
第2節 消防活動.....	34
第3節 火災情報、消防活動状況及び救急救助活動状況の収集.....	35
第4節 火災予防対策.....	35

第5節	市町村相互の応援体制	36
第6節	火災報告	36
第5章	建築物等の安全化	37
第1節	交通関係施設対策	37
第2節	ライフライン関係施設等の整備	38
第3節	文化財保護対策	42
第4節	防災建造物整備対策	43
第6章	都市の防災性の向上	45
第1節	都市計画のマスタープラン等の策定	45
第2節	防災上重要な都市施設の整備	45
第3節	建築物の不燃化の促進	46
第4節	市街地の面的な整備・改善	47
第7章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	48
第1節	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	48
第8章	避難行動の促進対策	56
第1節	気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	56
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	57
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	58
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	60
第5節	避難に関する意識啓発	62
第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	64
第1節	避難所の指定・整備等	65
第2節	要配慮者支援対策	68
第3節	帰宅困難者対策	74
第10章	広域応援・受援体制の整備	75
第1節	広域応援・受援体制の整備	75
第2節	応援部隊等に係る広域応援体制の整備	76
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	77
第4節	防災活動拠点等の確保等	77
第11章	防災訓練及び防災意識の向上	79
第1節	防災訓練の実施	80
第2節	防災のための意識啓発・広報	82
第3節	防災のための教育	84
第12章	防災に関する調査研究の推進	86
第1節	防災に関する調査研究の推進	86
第3編	災害応急対策	89

第1章 活動態勢（組織の動員配備）	89
第1節 災害対策本部の設置・運営	89
第2節 職員の派遣要請	98
第3節 災害救助法の適用	98
第4節 災害救助法の適応基準	101
第2章 避難行動	106
第1節 気象警報等の発表、伝達	106
第2節 避難情報	112
第3節 住民等の避難誘導等	116
第4節 広域避難	118
第3章 災害情報の収集・伝達・広報	119
第1節 被害状況等の収集・伝達	120
第2節 通信手段の確保	125
第3節 広報	128
第4章 応援協力・派遣要請	131
第1節 応援協力	131
第2節 応援部隊等による広域応援等	133
第3節 自衛隊の災害派遣	133
第4節 ボランティアの受入	137
第5節 防災活動拠点の確保等	139
第5章 救出・救助対策	140
第1節 救出・救助活動	140
第2節 航空機の活用	141
第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	144
第1節 医療救護	144
第2節 防疫・保健衛生	149
第7章 交通の確保・緊急輸送対策	154
第1節 道路交通規制等	154
第2節 道路施設対策	158
第3節 空港施設対策	158
第4節 緊急輸送手段の確保	159
第8章 水害防除対策	162
第1節 水防	162
第2節 防災営農	165
第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	167
第1節 避難所の開設・運営	168

第2節	要配慮者支援対策.....	171
第3節	帰宅困難者対策.....	172
第10章	水・食品・生活必需品等の供給.....	174
第1節	給水.....	174
第2節	食品の供給.....	176
第3節	生活必需品の供給.....	179
第11章	地域安全対策.....	181
第1節	地域安全対策.....	181
第12章	遺体の取扱い.....	183
第1節	遺体の捜索.....	183
第2節	遺体の処理.....	184
第3節	遺体の埋火葬.....	185
第13章	ライフライン施設等の応急対策.....	186
第1節	電力施設対策.....	186
第2節	ガス施設対策.....	188
第3節	上水道施設対策.....	190
第4節	下水道施設対策.....	191
第5節	通信施設の応急措置.....	191
第6節	郵便業務の応急措置.....	192
第7節	ライフライン施設の応急復旧.....	192
第14章	道路災害対策.....	194
第1節	道路災害対策.....	194
第15章	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策.....	197
第1節	危険物等施設.....	197
第2節	危険物等積載車両.....	198
第16章	高圧ガス災害対策.....	199
第1節	高圧ガス施設.....	199
第17章	火薬類災害対策.....	200
第1節	火薬類関係施設.....	200
第2節	火薬類積載車両.....	201
第18章	大規模な火事災害対策.....	202
第1節	大規模な火事災害対策.....	203
第19章	住宅対策.....	204
第1節	被災宅地の危険度判定.....	205
第2節	被災住宅等の調査.....	206
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居.....	206

第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	207
第5節	住宅の応急修理	209
第6節	障害物の除去	210
第20章	学校における対策	212
第1節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	213
第2節	教育施設及び教職員の確保	213
第3節	応急な教育活動についての広報	215
第4節	教科書・学用品等の給与	215
第21章	労務供給計画	218
第1節	災害救助法による労務者の雇いあげ基準	218
第4編	災害復旧・復興	221
第1章	復興体制	221
第1節	復興本部の設置等	221
第2節	職員の派遣要請	221
第2章	公共施設等災害復旧対策	223
第1節	公共施設災害復旧事業	223
第2節	激甚災害の指定	225
第3節	暴力団等への対策	227
第3章	災害廃棄物処理対策	228
第1節	災害廃棄物処理対策	228
第4章	被災者等の生活再建等の支援	231
第1節	罹災証明書の交付	231
第2節	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	233
第3節	被災者への支援金等の支給、税の減免等	233
第4節	住宅等対策	234
第5章	商工業・農林水産業の再建支援	236
第1節	商工業の再建支援	236
第2節	農林水産業の再建支援	236

第 1 編 総 則

第1編 総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、豊山町防災会議が豊山町に係る防災に関し、町及び関係機関が処理すべき事務又は業務について総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用し、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 地域防災計画—風水害等災害対策計画—

- (1) 町民の生命、身体及び財産を守るため、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (2) この計画は法第42条の規定に基づき作成されている「豊山町地域防災計画」の「風水害等対策計画」として風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (3) この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。また、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果において、必要が生じたときは本計画に修正を加え、逐次完備を図っていくものとする。
- (4) 各関係機関は、関係する事項について変更が生じたときは、計画の修正案を豊山町企画調整部防災安全課に提出するものとする。

第2 国土強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

ア 町民の生命を最大限守る

イ 地域及び社会の重要な機能を維持する

ウ 町民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する

エ 迅速な復旧復興を可能とする

第3 他の計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「豊山町水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

	構 成	主な内容
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等

第4節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、豊山町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

(1) 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- ア 台風による災害
- イ 集中豪雨等異常気象による災害
- ウ 大規模な火災
- エ 危険物の爆発等による災害
- オ 可燃性ガスの拡散
- カ 有毒性ガスの拡散
- キ その他の特殊災害

資 料(1) 過去の主な風水害（資料編第2章1(2)水害）

(2) 過去の町内の災害の記録（資料編第2章2）

(2) 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

- ア 水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された各浸水想定区域

第5節 豊山町防災会議

豊山町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、町区域内の公共的機関、その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法第16条の規定

により町長の附属機関として豊山町防災会議を設置する。その会長は町長とする。

なお、豊山町防災会議の所掌すべき事務は次のとおりである。

- (1) 豊山町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、町長に意見をのべること。
- (3) 水防法第33条に規定する水防計画を調査審議すること。
- (4) その他、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務を行う。

資 料(1) 豊山町防災会議条例（資料編第12章）

(2) 豊山町防災会議委員名簿（資料編第9章2）

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県、町を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

第1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。

第2 災害応急段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本町の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

第1 大規模な火事災害対策広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努めること。

また、県及び町と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

第2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

第3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保並びに災害発生情報（以下、「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

第4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識の普及、徹底を図ること。

第5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、町地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

第6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と町は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第7 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 町本部 法第23条の2第1項の規定に基づき、町に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、防災の推進を図るため必要があると認めるときに、豊山町地域防災計画の定めるところにより、町長が設置する豊山町災害対策本部をいう。
- (2) 本部長 法第23条の2第2項の規定に基づき、町長をもって充てる豊山町災害対策本部長をいう。

なお、本計画中、次の名称は災害対策本部設置のいかんによりそれぞれ次のとおり読み替えるものとする。

平常時の場合	災害対策本部設置の場合
町 長	本 部 長
副 町 長	副 本 部 長
教 育 長	副 本 部 長
部 長	部 長
教育委員会事務局長	事 務 局 長
議会事務局長	事 務 局 長
課 長	班 長
室 長	班 長
所 長	班 長
館 長	班 員
グループ長	班 員
福祉専門員	班 員
主 査	班 員
グループ員	班 員

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

第1 町

町は、災害対策基本法の基本理念にのっとり町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

第2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく町で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

資料(1) 指定地方行政機関（資料編第11章2(2)）

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、町長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

資料(1) 指定公共機関（資料編第11章2(4)）

(2) 指定地方公共機関（資料編第11章2(5)）

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 町

機関名	内 容
町	(1) 町防災会議に関すること。 (2) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 (3) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (4) 災害広報を行う。 (5) 避難の指示を行う。 (6) 被災者の救助を行う。 (7) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (8) 水防活動及び消防活動を行う。 (9) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (10) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (11) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (12) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (13) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (14) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。 (15) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (16) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (17) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

第2 県

機関名	内 容
県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 災害広報を行う。 (4) 避難の指示を代行することができる。 (5) 町の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 (6) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 (7) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (8) 水防管理団体の実施する水防活動及び町の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。 (9) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (10) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (11) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (12) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 (13) 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (14) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。 (15) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (16) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (17) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。 (18) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (19) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (20) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (21) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 (22) 名古屋飛行場の防災対策を実施する。 (23) 県が管理する河川について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。
<p>県警察</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。 (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。 (3) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。 (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。 (5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (6) 人命救助を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。 (8) 災害時における交通秩序の保持を行う。 (9) 警察広報を行う。 (10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。 (11) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力をを行う。 (12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。 (13) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
--	---

第3 指定地方行政機関

機関名	内容
名古屋地方 気象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

第4 自衛隊

機関名	内容
自衛隊	<p>自衛隊は、災害派遣要請者（県知事）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。</p> <p>なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被害状況の把握を行う。 (2) 避難の援助を行う。 (3) 遭難者等の捜索救助を行う。 (4) 水防活動を行う。 (5) 消防活動を行う。 (6) 道路又は水路の啓開を行う。 (7) 応急医療、救護及び防疫を行う。 (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。 (9) 給食及び給水を行う。 (10) 入浴支援を行う。 (11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 (12) 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。 (13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

第5 指定公共機関

機関名	内容
日本赤十字社	<p>(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</p> <p>(2) 避難所の設置に係る支援を行う。</p> <p>(3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</p> <p>(4) 血液製剤の確保と供給を行う。</p> <p>(5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。 なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>(6) 義援金等の受付及び配分を行う。 なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速かつ公正な配分に努める。</p>
日本放送協会	<p>(1) 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。</p> <p>(2) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</p> <p>(3) 放送施設の保守を行う。</p>
日本郵便株式会社	<p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。</p> <p>また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。</p> <p>(5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</p>
中部電力株式会社(※1)	<p>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、災害予警報が発せられた場合においても必要な応急対策を実施する。</p>

	<p>(2) 発災後、被災状況を調査し、早期復旧を図り、需要者に対し早期供給を図る。</p> <p>(※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社含む。(以降同じ)</p>
<p>東邦ガス株式会社 (※1)</p>	<p>(1) ガス供給施設の災害予防措置を講ずるとともに、災害予警報が発せられた場合においても必要な応急対策を実施する。</p> <p>(2) 発災後、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して、早期供給再開を図る。</p> <p>(※1) 東邦ガスネットワーク株式会社含む。(以降同じ)</p>
<p>西日本電信電話株式会社名古屋支店</p>	<p>(1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。</p> <p>(2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。</p> <p>(3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。</p> <p>(4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。</p> <p>(5) 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。</p> <p>(6) 気象等警報を町へ連絡する。</p> <p>(7) 電話サービス契約約款に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</p>

第6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内容
<p>消防組合(西春日井広域事務組合消防本部)</p>	<p>地域内における被害調査、二次災害の発生防止、負傷者の救護、被災者の救難・救助及び消火活動業務を行い、防災上の見地から施設及び設備を図るとともに応急対策及び応急措置に努める。</p> <p>尾張中北消防指令センターを整備し、消防通信指令事務の共同運用を行う。</p>
<p>北名古屋水道企業団</p>	<p>地域内における被害調査及び災害のため飲料水を得ることができないものに対し緊急補給する。また、防災上の見地から施設及び設備を図るとともに被災水道等についても応急対策を迅速かつ的確に実施し、その早期復旧に努める。</p>
<p>北名古屋衛生組合環境美化センター</p>	<p>地域内におけるゴミ処理等に対処しうるよう施設及び設備を図るとともに応急対策及び応急措置に努める。</p>
<p>豊山町消防団</p>	<p>消防、水防その他応急措置を行う。</p>

産業経済団体	農業協同組合及び商工会等は、地域内における被害調査を行い、対策指導並びに必要な資器材及び融資のあっせんに協力する。
文化事業団体	日赤奉仕団等の文化事業団体は、応急対策等に協力する。
西枇杷島警察署	(1) 交通規制並びに犯罪及び混乱の防止に協力する。 (2) 避難誘導に協力する。
豊山町交通安全協会	交通規制等に協力する。
自治会・自主防災組織	地域内における被害調査、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の応急措置、応急復旧の業務に協力する。
危険物施設の管理者	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
西名古屋医師会	医療救護活動を行う必要が発生した場合は、会員を派遣し、救護所を支援する。
西春日井歯科医師会	歯科医療救護活動を行う必要が発生した場合は、歯科医師等を派遣し、医療救護活動を支援する。
西春日井薬剤師会	西春日井薬剤師会は、医療救護活動を行う必要が発生した場合は薬剤師を派遣し、医療救護活動を支援する。
その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第 2 編 災害予防

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

■基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

■町の措置

区分	主な措置
第1節 防災協働社会の 形成推進	第1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り
	第1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み
第2節 自主防災組織・ボ ランティアとの 連携	第1 (1) 自主防災組織の推進
	第1 (2) 防災ボランティア活動の支援
	第1 (3) 連携体制の確保
第3節 企業防災の促進	第2 (1) 事業継続計画（BCP）の策定促進
	第2 (2) 相談体制の整備

第1節 防災協働社会の形成推進

第1 県（防災安全局、各局）及び町における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

町は、「新しい公」という考え方を踏まえ、住民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や町民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づい

た活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

県及び町は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 業務継続計画の策定

町は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。

また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。

第2 町民の基本的責務

(1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

(2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

第1 県（防災安全局、関係局）及び町における措置

(1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

県及び町は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の環境整備

県及び町は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

県及び町は、行政、町民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

県及び町は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び町は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

第2 町における措置

(1) 防災関係団体ネットワーク化

町は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要

な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(2) 災害ボランティアセンター

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第3 自主防災組織における措置

風水害等による交通路の遮断等により現場への出勤に時間がかかるか、又は出勤できない状況が発生した場合、地域住民自らの手による災害防御体制を確立するため逐次整備する。

- 1 機材の整備については地域、町の協力、補助のもとに行う。
- 2 指導については消防団で行う。

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

第4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

県及び町は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、

県及び町は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、町は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

第5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) 防災ボランティア活動の支援

行政、町民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるコーディネーターを確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

このため、社会福祉協議会、日本赤十字社などのボランティア関係団体と連携し、震災時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制を推進するものとする。

(2) ボランティアの受入体制の整備

ア 県及び町は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 県及び町は、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、町は災害ボランティアセンターを設置する。

(イ) 県及び町は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体等にコーディネーターの派遣を要請する。

(ウ) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、町の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

イ 県及び町は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(3) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

県及び町は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。

このため、県及び町は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、町は、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(4) NPO・ボランティア関係団体等との連携

県及び町は、災害時におけるボランティアの円滑な受け入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

町は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(5) 防災ボランティア活動の普及・啓発

県及び町は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

(6) ボランティア対応マニュアルの策定

組織化されていないボランティアの活用や受入れ側の体制整備が重要であるので、町では体制づくりを推進するよう努める。

資料(1) 日赤奉仕団（資料編第7章1）

(2) 愛知県防災ボランティアグループ（資料編第7章2）

第3節 企業防災の促進

第1 企業における措置

県、町及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にすることを意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(5) 洪水、雨水出水等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第2章 第3節 浸水想定区域における対策 第3、第4参照

第2 県(経済産業局、防災安全局)、町及び商工団体等における措置

県、町及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画(BCP)等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画(BCP)等の策定促進

ア 普及啓発活動

県、町及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画(BCP)の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続

力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び町はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

町及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。また、県及び町は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 水害予防対策

■基本方針

- 洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて町土の保全を図る。

■町の措置

区分	主な措置
第1節 河川防災対策	第1 (1) 河川維持修繕 第1 (2) 河川改修 第1 (4) 流域治水プロジェクト 第1 (6) 予想される水災の危険の周知等
第2節 雨水出水対策	第1 (1) 下水道の整備
第3節 浸水想定区域における対策	第2 (1) 町地域防災計画に定める事項 第2 (2) ハザードマップ（防災マップ）の配布 第2 (3) 町長の指示等

第1節 河川防災対策

第1 中部地方整備局、県（建設局）及び町における措置

(1) 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

(2) 河川改修

河川狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工し、河積の拡大、河道の安定を図る。

資料(1) 河川一覧表（資料編第3章1）

(3) 流域水害対策

新川流域については、都市化の進展が著しく、従来どおりの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることが困難となっていることから、総合的な治水対策として、治水施設の整備を早急を実施するだけでなく、流域関係機関と連携して、雨水貯留施設の整備や、農地の保全など流域が従来から有している保水・遊水機能の確保等に努める。

なお、東海豪雨などを契機に、平成18年に新川流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域に指定している。

(4) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・町、地元企業、町民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

(5) 河川情報等の提供

中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。

また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。

(6) 予想される水災の危険の周知等

町長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(7) 県民の自発的な行動の促進

県は、水害に直面した際に、県民が適切な行動を選択できるよう、県民目線の情報提供と県民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。

(8) 水災害連携の連絡会・協議会

ア 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、气象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。

また、県管理河川についても、それに準じた担当者会議を開催する。

イ 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市

町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

第2 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

第2節 雨水出水対策

第1 町における措置

(1) 下水道の整備

流域下水道関連公共下水道事業を推進し、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図る。あわせて浸水等が予想される被害の未然防止に努める。

第3節 浸水想定区域における対策

第1 雨水浸水想定区域の指定（県（建設局）、町における措置）

(1) 区域の指定

県又は町は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合、又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 町への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、町に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、町の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

第2 町における措置

(1) 町地域防災計画に定める事項

町防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」

という。)の指定のあったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地(ただし、(イ)の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。)

(ア) 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(イ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) ハザードマップ(防災マップ)の配布

町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ(防災マップ))の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すようことに努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 町長の指示等

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用

施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 町長の助言・勧告

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び町長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び町長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び町への報告

第4 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び町への報告

第4節 農地防災対策

第1 東海農政局、県（農林基盤局）、町及び土地改良区における措置

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地域において、これ

を防止するため排水機、排水路等の新設又は改修を行う。

(2) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等の改修を行う。

第5節 地盤沈下の防止

第1 町における措置

(1) 地盤沈下

地盤沈下の防止のため、地下水採取の規制、調査、観測体制の整備強化を関係機関に要望していく。

第6節 被災宅地危険度判定の体制整備

第1 県（建築局）及び町における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、町と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

県及び町は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第3章 事故・火災等予防対策

■基本方針

○ 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

■町の措置

区分	主な措置
第2節 道路災害対策	第1 (2) 道路の防災対策
	第2 (1) 実践的な訓練の実施
	第2 (2) 情報通信手段の確保及び運用・管理
	第3 (1) 救急救助用資機材の整備
第3節 危険物及び毒物 劇物等化学薬品 類保安対策	第1 (1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査
	第1 (2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化
	第2 化学消防車等の整備

第1節 航空機事故

民間の航空機又は自衛隊の航空機による航空機事故及び航空機事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整について、迅速な救難活動ができるよう、県（名古屋空港事務所）及びその他の防災関係機関、周辺市町村との協力関係を確立する。

「航空機事故災害対策計画」参照

第2節 道路災害対策

第1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設局）、町、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置

(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

(2) 道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、第5章第1節「交通関係施設対策」により実施する。

第2 道路管理者、県警察及び町（消防機関）における措置

(1) 実践的な訓練の実施

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練

を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理

道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

第3 県（建設局、防災安全局）、県警察及び町における措置

(1) 救急救助用資機材の整備

県、県警察及び町は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

資料(1) 救出用資機材（資料編第4章4(1)）

第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

第1 県（防災安全局、保健医療局）及び町（西春日井広域事務組合消防本部）における措置

(1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査

県及び町は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとともに屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。

(2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

県及び町は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

第2 町における措置

町は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

資料(1) 危険物大量保有事業所（資料編第3章2）

第3 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

(1) 事業所の自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。

イ 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(2) 必要資機材の備蓄

事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

(3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確

認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

第4 危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局、保健医療局）及び町における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

第5 関係調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い検査結果の交換に努めるものとする。

第4節 高圧ガス保安対策

第1 高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び町における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

第2 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力して、これを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第5節 火薬類保安対策

第1 町（西春日井広域事務組合消防本部）における措置

町は、事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。

資料(1) 危険物大量保有事業所（資料編第3章2）

第2 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び町

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

第3 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第4章 消防計画

■基本方針

- 消防の責任は、消防組織法に定めるところにより、水・火災、地震等による被害を予防、警戒及び鎮圧をするための消防活動に従事するほか、災害対策基本法に基づき、消防活動の全般に従事する責任を有するものとする。

■町の措置

区分	主な措置
第1節 消防力の強化	第1 (2) 自衛消防力
第4節 火災予防対策	自主防災の強化・推進

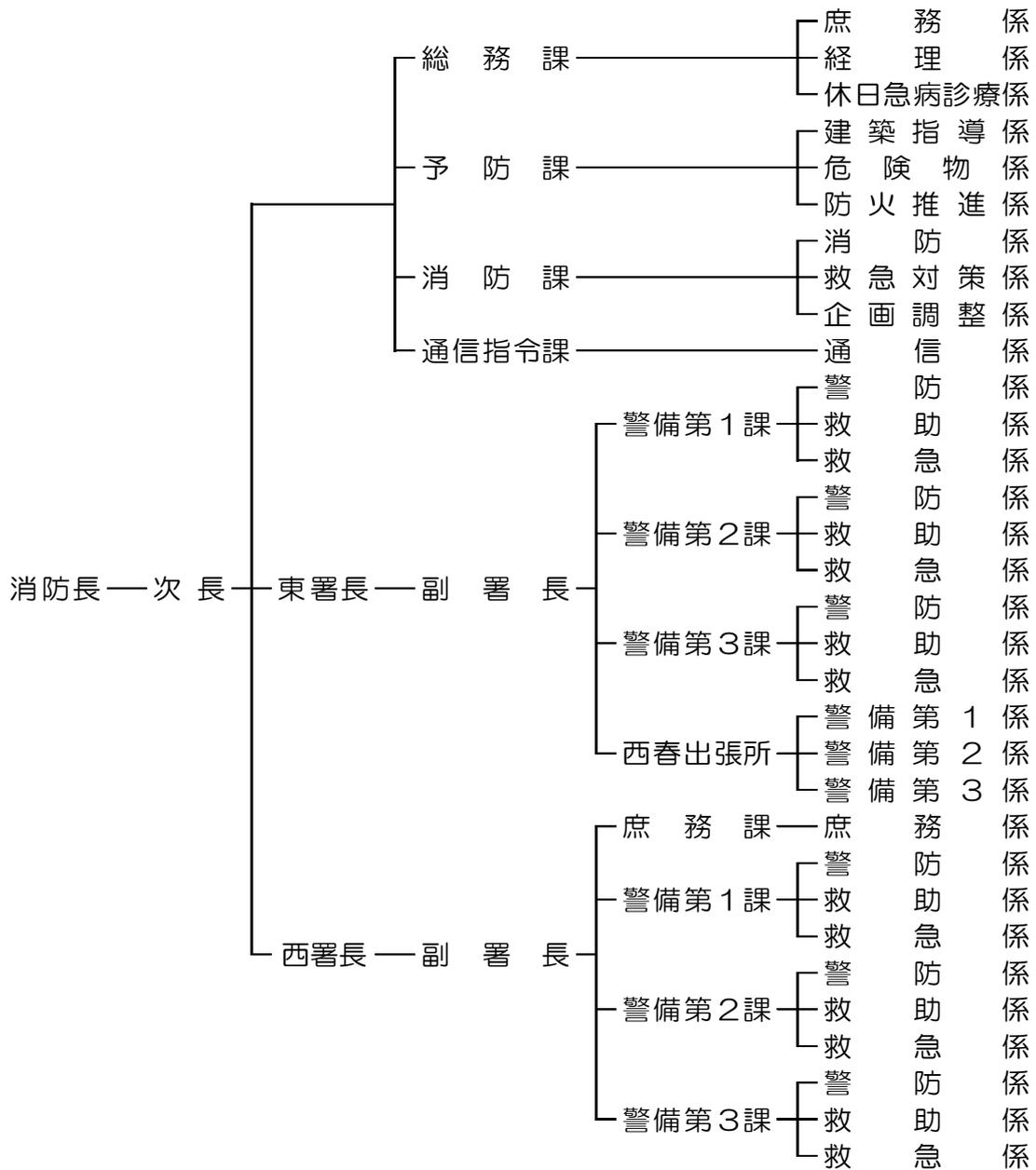
第1節 消防力の強化

第1 消防組織

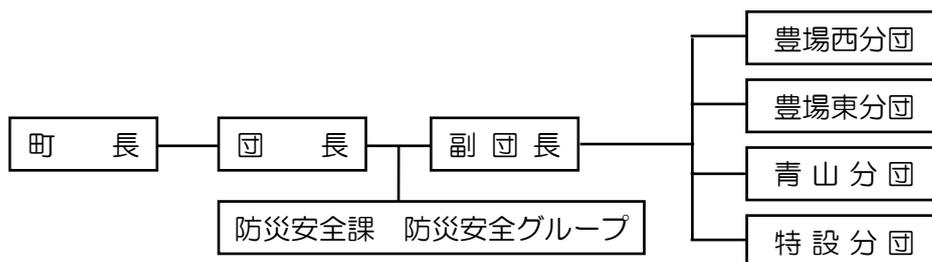
(1) 公設消防力

西春日井広域事務組合消防本部は、消防本部4課、消防署2署7課1出張所、豊山町消防団は4分団でそれぞれ組織を構成する。有事に際し万全を期すため強化を図る。

ア 西春日井広域事務組合組織図



イ 豊山町消防団の組織



(2) 自衛消防力

自衛消防力については、会社、工場及び事業所ごとに消防法に示すとおり自衛消防責任体制の強力な推進等防災管理の適正を期し、火災その他の災害による人的及び物的被害の軽減に努めるため、指導を行い、自衛消防力のレベルアップ及び協力体制の確立に努力しているが、特に次の施設等については、より強力に自主防災組織設置の推進を図るものとする。

ア 高層建築物、劇場施設、病院等多数の人の出入りする施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等の製造所又は取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所で、自衛消防組織を設置して災害防止に当たることが必要な施設

第2 消防施設

消防施設について、西春日井広域事務組合消防本部及び豊山町は、国の指導のもと消防施設整備計画を策定し、増強を図ってきたが、人口の増加に加え消防対象物等も年々増加し、複雑多岐にわたる災害に対処するため、今後も一層の整備強化を図る。

(1) 化学消火体制

ア 西春日井広域事務組合消防本部が配備する化学車

Ⅲ型化学消防ポンプ自動車は、1,800 の水槽と 1,500 の泡薬液槽を整備し、自動比例混合装置により有効な蛋白泡を放射するもの 1 台を有している。

イ その他車両の化学装置

西春日井広域事務組合消防本部及び豊山町消防団の消防ポンプ自動車は、合成界面活性剤及び蛋白泡消火剤を装備し、化学消火の初動対応を確保する。

ウ 非常用消火薬剤

非常用の消火薬剤は、西春日井広域事務組合消防本部に合成界面活性剤及び蛋白泡消火薬剤を置く。

第2節 消防活動

第1 消防隊等の編成

(1) 平常時における消防隊、救急隊及び救助隊の編成は、次のとおりである。

消防隊 6 隊 救急隊 3 隊 救助隊 2 隊

(2) 非常災害時

西春日井広域事務組合消防本部職員非常招集規程に基づく。

第2 消防団員の招集

消防団員の招集については、豊山町消防団規則（昭和 46 年豊山町規則第 4 号）によ

り消防団長及び指令を受けた分団が参集する。

第3 出動計画

- (1) 西春日井広域事務組合消防本部の出動は、西春日井広域事務組合消防本部火災出動規程に基づく。
- (2) 消防団員の出動は、豊山町消防団規則に基づく。

第3節 火災情報、消防活動状況及び救急救助活動状況の収集

(1) 消防統計の作成収集

西春日井広域事務組合消防本部は、管内、他市町村等における火災及び救急救助事故について各種情報・資料等を収集し、又は作成し、火災予防、消防活動及び救急救助活動の資料として活用するものとする。

- ア 火災統計その他の統計報告
- イ 年間消防統計その他の統計作成
- ウ 他都市等の消防統計の収集

(2) 消防情勢の広報

西春日井広域事務組合消防本部は、管内の住民に対し、概ね次の事項について消防情勢の広報を行うものとする。

- ア 平常時消防警備の態勢
- イ 大火災警備（普通出動以外）、その他異常時の消防警備態勢
- ウ 消防統計に基づく予防広報
- エ 消防力の機動的な現況
- オ 消防警備の科学的整備の現況

(3) 消防活動及び救急救助活動状況の収集

出動消防隊及び救急隊に対する効果的な指揮運用と事後の消防対策に資するため、次の消防活動及び救急救助活動状況を収集する。

- ア 現場速報等による収集
- イ 活動記録等の作成

火災現場及び救急救助現場における消防隊及び救急隊の指揮者及び火災調査班は、次の区分に基づく記録及び報告書を作成し、消防活動、救急活動及び救助活動の実施結果として収集する。

第4節 火災予防対策

住民の自衛と消防機能を直結する効率の高い防火態勢を計画的に進めるため、西春日井広域事務組合消防本部及び町は、自主防災の強化を目標として推進する。

(1) 自主防火体制の強化

- (2) 事業所に対する査察指導の強化
- (3) 一般住宅に対する重点的な防火指導
- (4) 広報活動
- (5) 防火管理に関する講習会
- (6) 協力団体、防火組織の育成指導
- (7) 事業所の自主防火及び自衛組織の育成指導
- (8) 建築物への査察及び指導

第5節 市町村相互の応援体制

災害発生の場合における協定締結市町村との消防相互応援は、町並びに西春日井広域事務組合消防本部が締結している消防相互応援協定に基づき実施するものとする。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（西春日井広域事務組合消防本部）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

第6節 火災報告

火災による災害が発生したときの被害状況報告は、西春日井広域事務組合消防本部から尾張県民事務所に行うものとする。

- 資料(1) 西春日井広域事務組合消防本部保有の消防力（資料編第4章1）
- (2) 消防団保有の消防力（資料編第4章1(2)）
 - (3) 市町村愛知県内広域消防相互応援協定等（資料編第12章）

第5章 建築物等の安全化

■基本方針

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。
- 火災、風水害等について、文化財保護のため文化財の修理と防災施設の整備促進を図る。

■町の措置

区分	主な措置
第1節 交通関係施設対策	施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第2節 ライフライン関係施設対策	第1 (1) 施設の代替性及び安全性の確保 第1 (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携
第3節 文化財保護対策	第1 (1) 防災思想の普及 第1 (2) 管理者に対する指導・助言 第1 (3) 連絡・協力体制の確立 第1 (4) 適切な修理の実施 第1 (5) 防火・消防施設等の設置 第1 (6) 文化財及び周辺環境の整備
第4節 防災建造物整備対策	第2 (1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保 第2 (2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保 第3 (1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 第3 (2) 文教施設・設備等の点検及び整備 第3 (3) 危険物の災害予防

第1節 交通関係施設対策

第1 道 路

中部地方整備局、県、町、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社及び道路占有者は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設

の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

- (2) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

第2節 ライフライン関係施設対策

第1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び町における措置

- (1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

- (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び町は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努める。

第2 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

- (1) 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

- (2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

- (3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては、危険性が高い箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

- (4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

第3 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務設備の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、製造所・供給所等においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

第4 上水道

水道（用水供給）事業者は、次の対策を実施する。

- (1) 主要施設の強風に対する安全構造化
主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。
- (2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化
取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。
- (3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置
浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。
- (4) 緊急遮断弁の設置
災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。
- (5) 洪水汚染の防止措置
洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。
- (6) 濁度上昇に対応できる体制整備
地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。
- (7) 自家発電設備等の整備
商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

第5 下水道

下水道管理者（県（建設局）及び町）は、次の対策を実施する。

- (1) 主要施設の安全構造化
主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。
- (2) 災害対策用資機材の確保
可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。
- (3) 自家発電設備等の整備
商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。
- (4) 協定の締結
発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

第6 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

- (1) 施設の防災構造化
災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化をすすめる。
- (2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化
主要区間、主要地域及び町民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。
- (3) 施設・設備の構造改善
災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善を進める。
- (4) 定期点検・整備の実施
定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。
- (5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備
災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

第3節 文化財保護対策

第1 県（県民文化局）及び町における措置

- (1) 防災思想の普及
文化財に対する町民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 管理者に対する指導・助言
管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。
- (3) 連絡・協力体制の確立
災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
- (4) 適切な修理の実施
適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (5) 防火・消防施設等の設置
自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
- (6) 文化財及び周辺環境の整備
文化財並びに周辺環境整備を常を実施する。

第2 平常時からの対策

- (1) 県指定文化財の所有者は「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。
なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

- ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所
 - イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）
 - ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）
 - エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真
- (2) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。
- (3) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (4) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受ける。

第3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

第4 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

第5 応急協力体制

県は、町教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第4節 防災建造物整備対策

第1 県（建築局）、町、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社における措置

- (1) 公共建築物の不燃化
安全な都市環境の実現を期するため公営住宅、公団住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化を図る。
- (2) 優良建築物等整備事業の推進
市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

第2 県（建築局）及び町における措置

(1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。

(2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

第3 県（教育委員会）、町及び私立学校管理者における措置

(1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(2) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

(3) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、その化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第6章 都市の防災性の向上

■基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
- また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

■町の措置

区分	主な措置
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	第1 (1) 都市計画のマスタープランの策定
	第1 (2) 防災街区整備方針の策定
第2節 防災上重要な都市施設の整備	第1 (1) 都市における道路の整備
	第1 (2) 都市における公園等の整備
第3節 建築物の不燃化の促進	第1 (1) 防火・準防火地域の指定
	第1 (2) 建築物の不燃対策
第4節 市街地の面的な整備・改善	第1 (1) 市街地開発事業等の推進
	第1 (2) 防災街区の整備・推進

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

第1 県（都市・交通局、建築局）及び町における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

都市計画区域マスタープラン、町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

第1 県（都市・交通局、建設局）及び町における措置

(1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 都市における公園等の整備

都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

県及び町は、県広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

(3) 防災拠点施設の屋上の番号標示

(4) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

県及び町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 建築物の不燃化の促進

第1 県（建築局）及び町における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

町は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

県及び町は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

（建築基準法の防火規制）

- ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。
- イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。
- ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

第1 県（建築局）、町及び土地区画整理組合等における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

(2) 防災街区の整備・推進

災害危険区域の指定及び住宅街区整備事業並びに市街地再開発事業等の推進により、既成市街地の防災街区化を積極的に推進する。

なお、防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■基本方針

- 風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

■町の措置

区分	主な措置
第1節 防災施設・設備、 災害用資機材及 び体制の整備	第1 (1) 防災施設等の整備
	第1 (2) 防災用拠点施設の整備促進
	第1 (3) 公的機関の業務継続性の確保
	第1 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等
	第1 (5) 人材の育成等
	第1 (6) 防災中枢機能の充実
	第1 (7) 非常用電源の設置状況等の収集・整理
	第1 (8) 防災関係機関相互の連携
	第1 (9) 浸水対策用資機材の整備強化
	第1 (10) 防災用拠点施設の屋上番号標示
	第2 消防施設・設備の整備改善及び性能調査
	第3 水防倉庫の整備改善及び点検
	第5 情報の収集・連絡体制の整備
	第6 無線通信による災害予防体制の充実
	第7 無線通信網の強化
	第10 物資の備蓄、調達供給体制の確保
第12 災害廃棄物処理に係る事前対策	
第13 罹災証明書の発行体制の整備	

第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

第1 県（防災安全局、建設局、関係部局）、町及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るよう努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

県、町及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 県、町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 県及び町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

県、町及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、県及び町は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連携調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 県及び町は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、県、町及びライフライン事業者等は、発災後の円滑

な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 県及び町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 県、町及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低 3 日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 県及び町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

(8) 防災関係機関相互の連携

ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

イ 県及び町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

ウ 県、町及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

エ 県、町及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(9) 浸水対策用資機材の整備強化

県及び町は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

資料(1) 水防施設・設備等(資料編第4章3)

(10) 防災用拠点施設の屋上番号標示

町は、町役場等の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

第2 消防機関(町)における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災(危険物施設)に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

資料(1) 消防本部(署)保有の消防力(資料編第4章1(1))

(2) 消防団保有の消防力(資料編第4章1(2))

第3 水防機関(町)における措置

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備改善及び点検する。

資料(1) 水防施設・設備等(資料編第4章3)

第4 名古屋地方气象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社及び県(建設局)における措置

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(注) 気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合は、検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合は、これを気象庁へ届けることを義務付けている。

第5 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡体制

県及び町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整

備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

県、町及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時を含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ ヘリコプターテレビ電送システムの整備

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

(3) 被災者等への情報伝達

通信事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第6 無線通信による災害予防体制の充実

無線通信による災害予防体制の基本的な考え方は次のとおりである。

- (1) 災害時に備え無線技師の養成と増員を図るとともに防災行政無線の充実を図る。
- (2) 本部基地局（基地局受信装置）は災害予防企画機能の充実と自家発電設備により、常時受信回路の整備に備える。
- (3) 移動局（車両搭載用及び携帯用）は常に車両を整備し携帯用は常時充電に努める。
- (4) 平常時においては災害予防及び一般行政に有効活用を図る。
- (5) 無線の管理、運用、通話等については、定期的な点検、整備、研修に努める。

第7 無線通信網の強化

- (1) 県の高度情報通信ネットワークにより防災通信網を充実した。
- (2) 町の防災行政用無線については、固定局（子局16か所）、移動局（車載用12局、携帯用16局）を整備し、通信網を強化する。

(3) 本部基地局は役場庁舎内（企画調整部）に置き、関係部局には電話又は無線による連絡方法とし、そのための連絡網・施設の整備に努める。

(4) 非常時には災害対策本部において全無線局を統制するものとし、そのため定期的な研修に努める。

資料(1) 豊山町防災行政無線設備（資料編第4章2）

第8 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善及び点検する。

また、県及び町は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

町は、避難が可能な施設を調査し、適当な施設については避難所として事前に指定するとともに、避難路についても選定する。また、避難所、避難路の防災点検は定期的に行う。

資料(1) 救助用施設・設備等（資料編第4章4）

(2) 避難施設・設備等（資料編第4章4）

第9 道路等の復旧に係る施設・設備等

災害のため被災した道路等の損壊の復旧に必要な土木機械等を整備、改善及び点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車輜では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輜の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

資料(1) その他施設等（資料編第4章）

第10 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 県及び町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

- また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。
- (2) 県及び町は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
 - (3) 県及び町は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。
 - (4) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。

第11 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

町は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水の危険性に配慮する。

第12 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 町災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

(2) 県災害廃棄物処理計画の策定

県（環境局）は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県、町及び関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。

(3) 広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、県（環境局）及び町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処

理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

第13 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 県は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第8章 避難行動の促進対策

■基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 町長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、町民の安全の確保に努める。

■町の措置

区分	主な措置
第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	第2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保
第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	第1 緊急避難場所の指定
	第2 避難路の選定
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	第1 (1) マニュアルの作成
	第1 (2) 判断基準の設定に係る助言
	第1 (3) 事前準備
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	第1 避難計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	第1 (1) 緊急避難場所等の広報
	第1 (2) 避難のための知識の普及

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

第1 県（防災安全局）における措置

県は、町に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤で

ある災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

第2 町における措置

町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

第3 県（防災安全局）、町及びライフライン事業者における措置

県、町及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達情報の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

第1 緊急避難場所の指定

町は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所

町長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

- エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- オ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。
- キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 一時避難場所

町は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

資料(1) 指定緊急避難場所（資料編第4章4(3)）

(2) 指定避難所（資料編第4章4(4)）

第2 避難路の選定

緊急避難場所を指定した町は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

第1 町における措置

(1) マニュアルの作成

町は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 豪雨、洪水等の災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

- (ア) 気象予警報及び気象情報
- (イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報
- (ウ) 海岸の水位情報

ウ 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考にすること

エ 区域の設定に当たっては、河川氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること

- (ア) 高潮氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)

オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める

カ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況〔警戒レベル5〕において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること

キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること

- (ア) 避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報(大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等)、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行って

いく必要がある。

- (1) 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、[警戒レベル5] 緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。

- (2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象地域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

- (3) 事前準備

町は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第2 県（建設局）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、町が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

第1 町及び防災上重要な施設の管理者における措置

町及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

- (1) 町の避難計画

町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難情報を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わ

らず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所解放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 緊急避難場所や避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 防災行政無線による広報

(イ) 広報車による周知

(ウ) 避難誘導員による現地広報

(エ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定並びに保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

第2 町における措置

町は、町地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や予警報の発令・伝達、避難、救助そ

の他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第5節 避難に関する意識啓発

第1 県（防災安全局、建設局、関係局）、町及び名古屋地方気象台における措置

県及び町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った町は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 緊急避難場所、避難所の名称

イ 緊急避難場所、避難所の所在位置

ウ 避難地区分け

エ 緊急避難場所、避難所への経路

オ 緊急避難場所、避難所の区分

カ その他必要な事項

- ・ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
- ・ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

県、町及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

(ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）

(ウ) 緊急安全確保

洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ

め、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。

- (I) 町長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

ウ 県及び町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■基本方針

- 町長は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り災害時における町民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 県、町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 町にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、町、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 県及び町は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

■町の措置

区分	主な措置
第1節 避難所の指定・整備	第1 (1) 避難所等の整備
	第1 (2) 指定避難所の指定
	第1 (4) 避難所が備えるべき設備の整備
	第1 (5) 避難所の破損等への備え
	第1 (6) 避難所の運営体制の整備
第2節 要配慮者支援対策	第1 (1) 社会福祉施設等における対策
	第1 (2) 在宅の要配慮者対策
	第1 (3) 避難行動要支援者対策

	第1 (4) 外国人等に対する対策
	第1 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策
第3節 帰宅困難者対策	第1 帰宅困難者対策

第1節 避難所の指定・整備等

第1 町における措置

(1) 避難所等の整備

町は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 町は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

〈一人当たりの必要占有面積〉

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。
また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

〈新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積〉

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

カ 町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 福祉避難所の整備

ア 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から町民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

オ 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(5) 避難所の破損等への備え

町は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(6) 避難所の運営体制の整備

ア 町は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第2節 要配慮者支援対策

第1 県（福祉局、健康医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会）、町及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、町との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制の整備

町及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

町及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

エ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

オ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

町は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

町は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 町は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、

名簿の更新に関する事項等について、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、町地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 要配慮者の把握

町は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分はないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握するものとする。

町は、災害対策基本法第49条の10第1項に基づき、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。ただし、当該名簿が作成されるまでの間は災害時要援護者名簿を同名簿とみなす。

(ロ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- a 75歳以上の高齢者のみの世帯で介護保険法に規定する要支援1及び2、要介護1及び2の認定を受けている者
- b 要介護認定3から5を受けている者
- c 身体障害者手帳1から2級を所持する視覚・聴覚・肢体不自由障害者
- d 療育手帳A判定を所持する者
- e 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- f その他町長が必要と認める者

(ハ) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。作成に必要な情報は、町が管理する介護保険受給

者台帳及び身体障害者更生指導台帳（以下「介護保険受給者台帳等」という。）から得るものとする。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする理由
- g aからfに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(ア) 避難行動要支援者名簿の更新

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

避難行動要支援者名簿は介護保険受給者台帳等と照合し、最新の状態に保つものとする。新たに町へ転入した者や新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者は避難行動要支援者名簿に掲載する。

転居や死亡等住民登録の変更により、避難行動要支援者の移動が確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等への長期間入所を把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

(イ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。

ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 災害対策基本法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者となる者

- a 西春日井広域事務組合消防本部
- b 愛知県警察
- c 民生委員
- d 豊山町社会福祉協議会
- e 町内自主防災会
- f 地区委員

(5) 災害対策基本法第49条の12に規定する名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。同意方法は、口頭又は書面により行い、本人が実質的に同意していることが判断できるものとする。避難行動要支援者が重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関し同意により生ずる結果を判断できない場合は、親権者や法定代理人等から同意を得られれば、その者が同意したものとみなす。避難支援等関係者に情報提供を行う場合は、個人情報適切に取り扱われるよう指導し、必要に応じて報告させるものとする。

(6) 災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難勧告・指示を行った場合は、避難行動要支援者については、第3章第2節 避難行動で定めた方法に加え電話、FAXによる情報伝達を行うものとする。

(7) 災害対策基本法第50条第2項に規定する避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援を、避難情報に基づき行う。

町は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

ウ 個別避難計画の作成等

(ア) 個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速

化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用には支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は、当該町の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ロ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(ハ) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、町に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

エ 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 外国人等に対する対策

県、町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人町民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地

域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

ア 浸水想定区域内等の施設等の公表

町は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について町地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

資料(1) 浸水想定区域内の要配慮者施設一覧（資料編第11章2(8)）

イ 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

町は、町地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(ア) 計画の作成等

町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害が発生する恐れがある場合における当該要配慮者利用施設を利用しての円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を町長に報告するものとする。

(イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

町は、町地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理や等に対して、水害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(ロ) 施設管理者等に対する支援

県及び町の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を連携して、支援するよう努める。

(ハ) 町長の指示等

町は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保計画に関する計画について、当該要配慮者使用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円

滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

(カ) 町長の助言・勧告

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言若しくは勧告をすることができる。

(6) 緊急一時入所

施設や自宅の被災により福祉施設入所者や在宅介護等の被災を免れた施設への緊急一時避難所の便宜を図る。

(7) 災害ケースマネジメント

県及び町は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

第1 県（防災安全局）及び町における措置

県及び町は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在场所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第10章 広域応援・受援体制の整備

■基本方針

○ 県、町の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

■町の措置

区分	主な措置
第1節 広域応援・受援体制の整備	第1 (1) 応援要請手続きの整備
	第1 (2) 応援協定の締結等
	第1 (3) 受援体制の整備
	第1 (4) 訓練、検証等
第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	第1 (1) 緊急消防援助隊
	第1 (2) 広域航空消防応援
	第1 (3) 県内の広域消防相互応援
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	第1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備
	第1 (2) 訓練・検証等
第4節 防災活動拠点の確保等	第1 (1) 防災活動拠点の確保等

第1節 広域応援・受援体制の整備

第1 県（防災安全局、各局）及び町における措置

(1) 応援要請手続きの整備

県及び町は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

県及び町は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、町との相互応援に関する

る協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

県及び町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

県及び町は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 応援体制の整備

県及び町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための応援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における応援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、県及び町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 訓練、検証等

県は、広域的な応援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、町、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

第1 県（防災安全局、保健医療局）及び町における措置

(1) 緊急消防援助隊

県及び町は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び応援体制の確立に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

県及び町は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援

町は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

第1 県（防災安全局、各局）及び町における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

県及び町は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び町は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

県及び町は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、町、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点等の確保等

第1 県（防災安全局、各局）及び町における措置

(1) 防災活動拠点の確保等

県及び町は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西

部」(豊山町・青山地区)において整備する。当該拠点には、臨空消防学校(仮称)と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、国(国土交通省)、県及び町は、防災機能を有する関連施設を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

■基本方針

- 国、県及び町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- 国、県及び町は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

■町の措置

区分	主な措置
第1節 防災訓練の実施	第1 (1) 基礎訓練
	第1 (2) 総合訓練
	第1 (3) 広域応援訓練
	第1 (4) 防災訓練の指導協力
	第1 (5) 訓練の検証
	第1 (6) 図上訓練等
	第2 (1) 計画の策定及び周知徹底
	第2 (2) 訓練の実施
	第2 (3) 訓練の反省
第2節 防災のための意識啓発・広報	第1 (1) 防災意識の啓発
	第1 (2) 防災に関する知識の普及
	第1 (3) 家庭内備蓄等の推進
	第1 (4) 過去の災害教訓の伝承
第3節 防災のための教育	第1 (1) 児童生徒等に対する防災教育
	第1 (2) 関係職員の専門的知識の養育及び技能の向上
	第1 (3) 防災思想の普及
	第1 (4) 登下校（登降園）の安全確保

第1節 防災訓練の実施

第1 県（防災安全局、各部局）及び町等における措置

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

(1) 基礎訓練

- ア 水防訓練 土のう積みその他水防に関する訓練をいう。
- イ 避難訓練 避難並びに避難の誘導及び移送に関する訓練をいう。
- ウ 救出救護訓練 被災者の救出、医療及び助産に関する訓練をいう。
- エ 通信連絡訓練 情報の収集、伝達及び報告に関する訓練をいう。
- オ 非常招集訓練 災害対策本部要員等を非常招集により動員する訓練をいう。
- カ 調査訓練 被害状況の調査に関する訓練をいう。
- キ 広報訓練 災害時における町民に対する広報に関する訓練をいう。
- ク 炊き出し訓練 被災者、災害対策本部要員等に対し、炊き出しにより食品を給与する訓練をいう。
- ケ 給水訓練 ろ水機、給水車により飲料水を供給する訓練をいう。
- コ 防疫訓練 被災地域の消毒その他防疫に関する訓練をいう。
- サ 清掃訓練 被災地域のし尿及びごみの収集に関する訓練をいう。
- シ 緊急輸送訓練 救急用物資、応急復旧資機材等の緊急輸送に関する訓練をいう。
- ス 初期消火訓練 消火器等を操作し、火災を初期に消火する訓練をいう。
- セ 消火訓練 消防用自動車による放水等により火災を消火する訓練をいう。
- ソ 各種施設応急復旧訓練 道路、水道、電力、通信、ガス等の主要施設を応急に復旧する訓練をいう。

(2) 総合訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所

災害のおそれのある地域又は、訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ 実施の方法

地域における防災関係機関、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた町民等の協力、連携のもとに総合的な訓練を毎年1回以上実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加及び共同訓練

の実施に努める。

(3) 広域応援訓練

県及び町は、町が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(4) 防災訓練の指導協力

県及び町は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(5) 訓練の検証

県及び町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(6) 図上訓練等

県及び町は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。

第2 県（教育委員会）、町及び私立学校管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県（防災安全局）や町防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

第1 県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市・交通局、建築局等関係部局）、町、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

(1) 防災意識の啓発

県は、町民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、町や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、災害に関するビデオなどを町、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、町民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、県、町及び防災関係機関と協力して、次のア、オ～キについて解説を行い、啓発を図る。

さらに、県及び町は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 災害に関する基礎知識

イ 正確な情報の入手

ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

エ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

オ 警報等や避難情報の意味と内容

カ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

ク 避難生活に関する知識

ケ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

コ 応急手当方法の紹介、平素から町民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 防災に関する知識の普及

県及び町は、防災週間、水防月間キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、県及び町は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

ア 普及の内容

- (ア) 簡易な気象に関すること
- (イ) 予報、警報に関すること
- (ウ) 災害時における心得
- (エ) その他防災に関すること

イ 普及の方法

各報道機関に積極的に協力を求める等のほか、町広報その他防災講習会、自主防災組織等を通じその周知を図る。

- (ア) パンフレット回覧の発行
- (イ) 広報車による巡回宣伝
- (ウ) 防災講習会開催
- (エ) 防災パトロールの実施
- (オ) 防災無線による広報
- (カ) ハザードマップによる広報

(3) 家庭内備蓄等の推進

県及び町は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

(4) 過去の災害教訓の伝承

県及び町は、町民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

資料(1) 災害（資料編第2章）

第3節 防災のための教育

第1 県（教育委員会）、町及び私立学校管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

(オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添

うものとする。

- (加) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(イ)までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

- (ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。
- (イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

第12章 防災に関する調査研究の推進

■基本方針

- 災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

■町の措置

区分	主な措置
第1節 防災に関する調査研究の推進	第2 (1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 第2 (2) 地籍調査

第1節 防災に関する調査研究の推進

第1 県（防災安全局、関係部局）及び町における措置

重点を置くべき調査研究事項は、次のとおりとする。

(1) 危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけにとどまらず、水害危険地域及び火災危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

(2) 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

(3) 自然条件の調査

地形、地質、地盤等の自然条件を調査し、その実態を把握する。

第2 町における措置

(1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

町においては、地域の水害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

(2) 地籍調査

町は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第3 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第3編 災害応急対策

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

■基本方針

- 知事及び町長は、災害対策基本法第23条又は第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
<ul style="list-style-type: none"> ○町災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○国又は他市町村職員の派遣要請 	

■町の措置

区分	主な措置
第1節 災害対策本部の 設置・運営	第1 (1) 災害対策本部の設置及び廃止
	第1 (2) 災害対策本部設置及び廃止に伴う公表
	第1 (3) 災害対策本部員会議の開催
	第1 (4) 災害対策本部の所掌事務
	第1 (5) 災害対策本部職員の動員
第2節 職員の派遣要請	第1 (1) 国の職員の派遣要請
	第1 (2) 他市町村の職員の派遣要請
	第1 (3) 職員派遣のあっせん要求
	第1 (4) 被災市町村への町職員の派遣
第3節 災害救助法の適用	第2 (1) 救助の実施
	第2 (1) 県が行う救助の補助

第1節 災害対策本部の設置・運営

第1 町における措置

町長を本部長として法第23条の2に基づき組織する。

その所掌事務としては風水害防災救助、警察が行う災害警備の協力その他の災害応急

対策活動を包括している。

豊山町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として豊山町防災会議があり災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害対策本部を設置して応急対策活動等を実施するものとする。

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、以下の場合に設置する。

ア 豊山町に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく、暴風、大雨、洪水の各警報が発表され、町長がその必要があると認めるとき。

イ 新川氾濫警戒情報が発表されたとき。

ウ 町内に大規模な火災、爆発その他重大な人為的災害が発生し、町長がその必要があると認めるとき。

エ 豊山町に気象業務法に基づく、大雨、洪水の各注意報が発表され、町長がその必要があると認めるとき。

また、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策活動を概ね終了したと災害対策本部長が認めるときに廃止する。

(2) 災害対策本部設置及び廃止に伴う公表

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部標識を設置場所に掲示する。

通知及び公表先	方 法	担 当 者
愛 知 県 知 事 （尾張県民事務所経由）	情報システム又は電話	企画調整部長
西 枇 杷 島 警 察 署	電 話	企画調整部長
豊 山 町 役 場 内	庁 内 放 送	総 務 部 長
町 出 先 機 関 及 び 学 校	電 話	各 主 管 部 長
西春日井広域事務組合消防本部	直 通 電 話	企画調整部長
消 防 団	電話又はその他の 迅速な方法	企画調整部長
報 道 機 関	電 話	企画調整部長
一 般 町 民	ケーブルテレビ 役場のサイレン 町防災行政用無線 町 広 報 車 S N S	企画調整部長
中部電力パワーグリッド(株) 北 営 業 所	電 話	総 務 部 長

東邦ガスネットワーク(株) 春日井事業所	電 話	総務部長
西日本電信電話(株)東海支店		

資料(1) 豊山町災害対策本部条例（資料編第12章）

(2) 防災組織等（資料編第9章）

(3) 災害対策本部員会議の開催

災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）は、本部長、副本部長及び部局長で組織し、災害対策の基本的な事項について協議し、又は本部長の指示を受ける。

ア 本部員会議の協議（指示）事項

- (ア) 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 救援物資等供与の基準に関すること。
- (エ) 避難指示・勧告に関すること。
- (オ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (カ) 国、県の機関、公共機関、他市町村又はその他の機関、団体等に関する応援の要請に関すること。
- (キ) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (ク) その他災害対策に関する事項

イ 本部員会議の開催

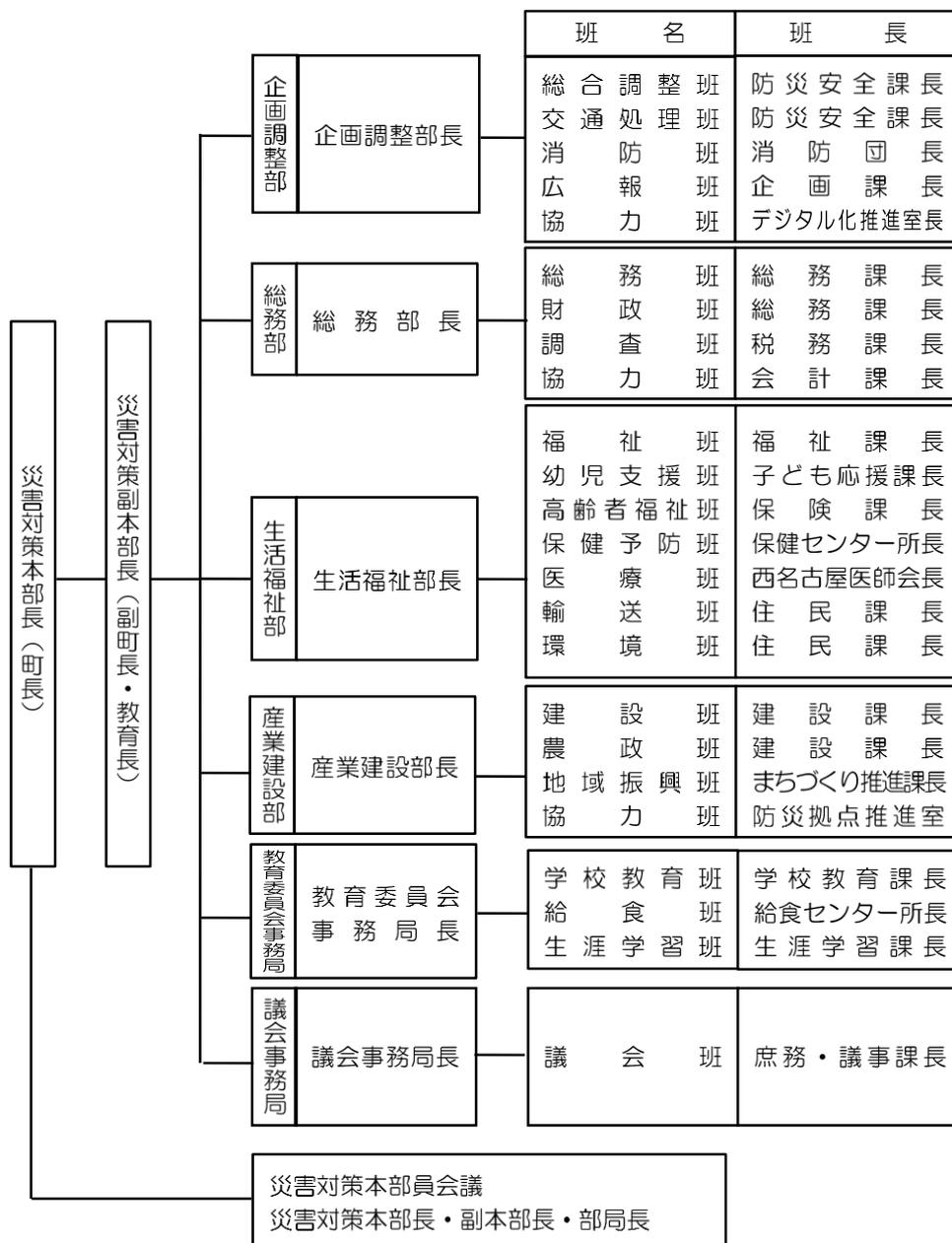
- (ア) 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。
- (イ) 本部員は、それぞれの所掌事項について本部員会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ウ) 本部員は、必要により所要の職員をともなって本部員会議に出席することができる。
- (エ) 本部員は、本部員会議の招集を必要と認めるときは、本部長にその旨を申し出るものとする。
- (オ) 本部員は、本部員会議に出席できないときは、代理の職員を出席させなければならない。
- (カ) 本部長は、必要によりその他防災関係機関を同席させることができる。

ウ 決定又は指示事項の周知

決定又は指示事項のうち職員に周知を要する事項について、部長は速やかにその徹底を図るものとする。

エ 本部の組織及び運営

本部の組織、所掌事務、非常配備体制及び勤務時間外等における職員の動員方法については、町の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定めるものとする。



オ 庁舎機能の確保

庁舎管理者は庁舎機能の被災状況について、次の事項を優先に確認する。

また、庁舎管理者は庁舎機能について迅速に復旧見込みを出し、代替施設・設備、燃料等を確保するとともに、ライフライン機関等に必要な協力を要請する。

- (ア) 庁舎における電気、水道、ガスの稼働状況
- (イ) 非常用電源設備の稼働状況及び燃料確保状況
- (ウ) 通信施設の稼働状況
- (エ) 暖房・冷房等空調設備の稼働状況
- (4) 災害対策本部の所掌事務

各部長は、本部長の命を受けて、部内の事務又は業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。班長は部長の命を受け、班の事務又は業務を掌握する。

各部の編成及び班別分掌事務は次のとおりである。

部（部長）	班（班長）	所 掌 事 務
企画調整部 （企画調整部長）	総合調整班 （防災安全課長）	1 防災会議及び本部員会議の庶務に関する事。 2 町内の異常状況その他に関する緊急情報及び被害の速報の受領に関する事。 3 非常配備に関する事。 4 県知事（自衛隊の派遣要請を含む。）及び他市町村への救援要請に関する事。 5 被害状況の総括に関する事。 6 気象警報、注意報、情報及び対策通報の受領並びに伝達に関する事。 7 消防本部との連絡調整に関する事。
	交通処理班 （防災安全課長）	1 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関する事。 2 警察署との連絡調整に関する事。 3 交通諸団体への協力要請に関する事。
	消 防 班 （消防団長）	1 消防、水防に関する事。 2 消防団の活動に関する事。 3 罹災者の救出に関する事。 4 行方不明者及び遺体の捜索に関する事。 5 避難者の誘導に関する事。
	広 報 班 （企画課長）	1 町民の心身安定のための広報、住民の問合せ等対応に関する事。 2 避難勧告又は指示の伝達に関する事。 3 災害対策記録写真等の整備、保管及び提供に関する事。 4 報道対応及び記者会見等に関する事。
	協 力 班 （デジタル化推進室長）	1 部内各班への協力に関する事。
総務部 （総務部長）	総 務 班 （総務課長）	1 本部長及び副本部長の庶務全般に関する事。 2 職員等の動員及び調整に関する事。 3 庁舎内外の警備に関する事。 4 庁舎内外の被害調査及び修繕に関する事。 5 庁舎内外の使用統制に関する事。
	財 政 班 （総務課長）	1 災害の応急復旧費の予算措置に関する事。 2 応急救助に要する経費の経理に関する事。 3 災害関係物品購入の各種契約に関する事。 4 災害応急復旧に要する資金の調達に関する事。
	調 査 班 （税務課長）	1 人的、物的被害の調査確認に関する事。 2 罹災証明書発行に関する事。
	協 力 班 （会計課長）	1 義援金等の出納に関する事。 2 部内各班への協力に関する事。

部（部長）	班（班長）	所 掌 事 務
生活福祉部 （生活福祉部長）	福 祉 班 （福祉課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する食料、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事。 2 救援物資及び義援金品の受入及び分配に関する事。 3 救援物資の集積、保管及び整理に関する事。 4 災害救援費の予算経理に関する事。 5 公用令書の発行に関する事。 6 被災者証明書の受付発行に関する事。 7 避難所（福祉課所管施設）の開設に関する事。 8 福祉避難所（しいの木）の管理、運営に関する事。 9 生活福祉資金の貸付けに関する事。 10 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 11 避難行動要支援者（障害関係）の安否確認及び移送に関する事。 12 災害ボランティアセンターの開設に関する事。
	幼児支援班 （子ども応援課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所（子ども応援課所管施設）の開設に関する事。 2 児童福祉関係施設（保育園、児童館、なかよし会クラブ棟）の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 保育園等の園児の安全対策。 4 部内各班への協力に関する事。
	高齢者福祉班 （保険課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者（高齢者関係）の安否確認及び移送に関する事。 2 高齢者への応急措置及び生活相談に関する事。 3 遺体の処理（安置・輸送含む。）に関する事。 4 部内各班への協力に関する事。
	保健予防班 （保健センター所長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症の予防に関する事。 2 医療品その他衛生資材の確保及び配分に関する事。 3 医療関係の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事。 5 救護所の開設・運営に関する事。
	医 療 班 （西名古屋医師会長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法による医療及び助産等医者派遣に関する事。 2 応急医療行為に関する事。
	輸 送 班 （住民課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 配車計画の作成及び車両輸送力の確保に関する事。 2 救助物資及び義援物資の輸送に関する事。
	環 境 班 （住民課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う産業公害の調査及び応急措置に関する事。 2 衛生関係施設の被害調査及び応急措置に関する事。 3 ごみ、汚物の除去及び死亡獣畜の処理に関する事。 4 衛生組合との連絡調整に関する事。 5 飲料水の供給に関する事。 6 水道企業団との連絡調整に関する事。 7 ペットの救援に関する事。

部（部長）	班（班長）	所 掌 事 務
産業建設部 （産業建設部長）	建設班 （建設課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 ライフライン（ガス、電気、NTT）関係機関との連絡調整に関する事。 2 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 河川、用排水路の水防に関する事。 4 土木施設の応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の調達及び供給に関する事。 5 土木施設の被害調査及び取りまとめ並びに応急復旧に関する事。 6 土木関係機関との連絡調整に関する事。 7 土木業者への協力要請に関する事。 8 避難所、応急仮設住宅等の建設に関する事。 9 公共建物の応急復旧に関する事。 10 建設資機材の調達及びあっせんに関する事
	農政班 （建設課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 農産物及び農業用施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 農作物種苗、生産資材、飼料、肥料等の調達及びあっせんに関する事。 3 病害虫の駆除に関する事。 4 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事。 5 農政関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事。
	地域振興班 （まちづくり推進課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 2 商工業の金融事情調査に関する事。 3 中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関する事。 4 商工関係被害調査の取りまとめ及び連絡調整に関する事。 5 商工関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事。
	協力班 （防災拠点推進室長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所、応急仮設住宅等の用地に関する事。
教育委員会事務局 （教育委員会事務局長）	学校教育班 （学校教育課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員の動員に関する事。 2 学校教育施設の災害調査及び応急復旧に関する事。 3 避難所（学校教育課所管施設）の開設に関する事。 4 全避難所の管理・運営及び避難者受入に関する事。
	給食班 （給食センター所長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急炊き出し、配分に関する事。
	生涯学習班 （生涯学習課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の災害調査及び応急復旧に関する事。 2 文教関係の義援物資の受領、配布に関する事。 3 社会教育団体への連絡調整に関する事。 4 避難所（生涯学習課所管施設）の開設に関する事。
議会事務局 （議会事務局長）	議会班 （庶務・議事課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 町議会との連絡調整に関する事。 2 議会運営に関する事。

(5) 災害対策本部職員の動員

町長は、以下の基準によりあらかじめ職員の非常配備体制を定め、迅速な動員を図る。

(非常配備体制)

種別	配置時期	配置内容	摘要
第一次非常配備	1 次の注意報が豊山町に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 2 その他町長が必要と認め当該配備を指令したとき。	職員の少人数をもって河川等の警備にあたり、状況によっては、ただちに第2次非常配備体制に移行し得る態勢とする。	災害対策本部が設置されない場合でも平常時の組織として配備につくものである。
第二次非常配備	1 次の警報が豊山町に発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 2 一級河川新川において、水場川外水位観測所水位がT.P.+3.0mを超える恐れがあるとき。 3 久田良木川の水位がT.P.+4.5mとなり、久田良木川排水機場の発電機が稼働したとき。 4 その他町長が必要と認め当該配備を指令したとき。	災害の状況に応じ災害応急対策活動に必要とする所要人員をもって各各班が所掌する災害応急対策の各活動を実施するものとし、事態の推移に伴い速やかに第3次非常配備体制に移行し得る態勢とする。	災害対策本部が設置されるものである。
第三次非常配備	1 町の全域にわたり災害が発生するおそれがある場合又は全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合において、本部長が当該配備を指令したとき。 2 予想できない重大な災害が突発し、本部長が当該配備を指令したとき。	職員全員をもって災害応急対策活動に当たる。	災害対策本部は必ず設置されるものである。

ア 非常配備班

非常配備班の編成は別に定める。

非常配備班長は、非常配備時には町内の状況を十分把握し、災害対策本部長に報告するとともに、県機関等防災関係機関への状況報告を行う。

本庁執務時間内は、原課がそれぞれの所掌内で必要な体制をとる。

本庁執務時間外の情報収集は、第1次非常配備時は総合調整班及び当直者が行き、第2次非常配備時は班員が行う。

第2次非常配備以上の体制下では、当直者は当番非常配備班長の指示に従う。

イ 第1次非常配備体制下の活動

(ア) 企画調整部長は防災安全課員を参集させ非常配備体制を構成する。状況により他の部課職員の参集を求めることができる。

(イ) 主に情報収集活動を行う。

(ウ) 県及び防災関係機関との通報連絡等を行う。

ウ 第2次非常配備体制下の活動

(ア) 災害対策本部を設置する。

(イ) 本部長は、必要に応じて本部員会議を開催する。

(ウ) 開庁時の各部長（閉庁時は第2次非常配備班長）は、防災関係機関と相互連絡を密にし、客観情勢を判断し緊急措置について、本部長に指示を仰いだのちに必要な応急活動を行う。

(エ) 第2次非常配備班長は、必要に応じ第2次非常配備班の追加又は第3次非常配備への移行を、本部長に進言し行うことができる。

エ 第3次非常配備体制下の活動

(ア) 本部長は直ちに本部員会議を招集し、事後の体制の整理と災害対策活動の方針を確立する。

(イ) 各部長は所属の職員を総動員して災害対策活動に全力を集中し、早期復旧に努める。

第2 防災関係機関における措置

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

(3) 惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 職員の派遣要請

第1 町における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

町長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への町職員の派遣

町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第3節 災害救助法の適用

第1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、保険医療局、建築局、教育委員会）における措置

(1) 災害救助法の適用

知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した町の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された町において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類は、次表のとおり。

(3) 町への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助

の実施に関する事務の一部を町長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、町に通知することにより行うものである。

事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

第2 町における措置

(1) 救助の実施

町長は、当該市町村の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

町長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	町（県が委任）	
要配慮者の輸送	町（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建築局）	
食品の給与	町（県が委任）	
飲料水の供給	町（県が委任）	
被服、寝具の給与	町（県が委任）	
医療、助産	町 （県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	町（県が委任）	
住宅の応急修理	町 （県が委任）	県（建築局）
学用品の給与		
町立学校児童生徒分	町（県が委任）	
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）	
埋葬	町（県が委任）	
死体の搜索及び処理	町（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	町（県が委任）	

(4) 救助の委任の留意点

町へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、町において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って町に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。

第2 町における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

町長は、町の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

町長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第4節 災害救助法の適応基準

災害救助法が適用された場合の救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として行うこととなるが、県が救助を迅速に行うため必要があると認め、災害救助法第13条第1項及び同法施行令第17条第1項の規定により、町が行うこととする事務の内容及び事務を行う期間を通知してきた場合においては、町は当該期間において当該事務を行わなければならない。

第1 災害救助法による救助の種類及び期間

災害救助法に基づく救助の種類及び期間は、次のとおりである。

(1) 収容施設の供与			
	避難所の設置	災害発生の日から	7日以内
	応急仮設住宅の供与	工事完了の日から	2年以内
(2) 炊出しその他による食品の給与		災害発生の日から	7日以内
(3) 飲料水の供給		//	7日以内
(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		//	10日以内
(5) 医療及び助産			
	医療	災害発生の日から	14日以内
	助産	分べんした日から	7日以内
(6) 被災者の救出		災害発生の日から	3日以内
(7) 被災住宅の応急修理		//	1か月以内
(8) 学用品の給与			
	教科書	//	1か月以内
	文房具及び通学用品	//	15日以内
(9) 埋葬		//	10日以内
(10) 遺体の搜索		//	10日以内
(11) 遺体の処理		//	10日以内
(12) 土石・竹木等障害物の撤去		//	10日以内

（注）救助期間について、これにより難い特別な事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第2 災害救助法の適用基準

本町内の被害の状況が、次の適用基準のうちいずれかに達したとき、町長は直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。

(1) 被害件数が下記基準に達したとき。

本町内の全壊（焼）、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上

に達したとき。

町人口	被害世帯数
15,000人以上 30,000人未満	50世帯

- (2) 被害件数が上記基準に達しないが、県の被害世帯数が2,500世帯以上で町の被害世帯数が、次に示す世帯以上に達したとき。

町人口	被害世帯数
15,000人以上 30,000人未満	25世帯

- (3) 被害件数が(1)又は(2)に達しないが、県下の被害世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあったとき。
(4) 町の被害が(1)、(2)及び(3)に該当しないが、県において特に救助を実施する必要があると認めた場合。
(5) 被害世帯数の算定

適用の基準となる被害世帯数の計算は次の方法による。

ア 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、即ち全焼、全壊流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、また床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住することのできない状態になった世帯は3世帯をもって1世帯とする。

イ 被害世帯数は棟数、戸数とは関係なく、あくまでも世帯の数で計算する。

ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在その他周囲の事情を考慮して実情に即した決定をする。

この法律による救助は、見舞金制度とは異なり、被災者の保護を応急的に実施する必要があるときにのみ行われるものであって、被災者に対し、救護する義務があり、またその救護を受けている場合及び個々の被災者が知人、親戚により救助を受け困窮状態を解決している場合は法を適用することはできない。

第3 罹災者の記録

- (1) 災害が発生したとき町長は、様式第4（その1）被害状況調査用紙及び様式第4（その2）道路、橋梁その他公共施設の被害状況調査表によって被害状況を調査し、これを罹災台帳とする。
(2) 町長は、災害による罹災証明書の発行の必要があるときは、次の要領により行う。
ア 被害状況の確認ができないときは、とりあえず本人の申し出により仮罹災証明書（様式第5）を発行する。
イ 罹災者の被害状況の調査確認を終了した後は、仮罹災証明書を発行した者については、罹災証明書に切替え発行する。

資料(1) 被害状況調査用紙（被災者台帳）（様式編様式第4（その1））

- (2) 道路、橋梁その他公共施設の被害状況調査表（様式編様式第4（その2））
- (3) 仮罹災証明書（様式編様式第5）
- (4) 罹災証明書（様式編様式第6）

第4 災害救助法の適用事項

(1) 避難所の設置

災害発生の日から7日以内の避難所の開設について、設置、維持及び管理に要する人件費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費、仮設炊事場及び仮設便所等の設置費並びに輸送費は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号。以下「県施行細則」という。）に定める範囲内で、県の負担による。

(2) 救 出

災害発生の日から3日以内の救出について、救出に要する機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 食品の供給

災害発生の日から7日以内の炊出しその他食品の給与について、給与に要する主食費、副食費、燃料費、器物等の使用謝金、消耗器材費及び雑費は、県施行細則の定める限度額の範囲内で、県の負担による。

(4) 飲料水の供給

飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、県知事の承認を得て延長することができる。また、供給のため支出する費用は、ろ水機その他給水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費で町域内における通常の実費は県の負担による。

(5) 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与

災害発生の日から10日以内に給与又は貸与したものに要した費用は、県施行細則の定める限度額の範囲内で、県の負担による。

(6) 医療、助産

ア 災害発生の日から14日以内の医療について、医療に要する次の費用は、県の負担による。

(ア) 保健予防班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具修繕費の実費

(イ) 病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内

(ウ) あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師等の施術者による場合は、協定料金の額以内の額

イ 災害発生の日から7日以内の助産について、助産に要する次の費用は、県の負担による。

(ア) 保健予防班等による場合は、使用した衛生材料等の実費

(イ) 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額

資料(1) 助産台帳（様式編様式第28）

(7) 遺体の搜索・処理・埋火葬

ア 災害発生の日から10日以内の遺体の搜索・処理及び埋火葬について、次に掲げる費用は、県の負担による。

(ア) 遺体の搜索に要する舟艇その他機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費で通常の実費

(イ) 遺体の処理に要する洗浄、縫合、消毒等に係る費用、一時保存に係る費用等で、県施行細則に定める限度額の範囲内の額

(ウ) 遺体の埋火葬に要する費用（輸送費及び人件費を含む。）で、県施行細則に定める限度額の範囲内の額

資料(1) 遺体搜索状況記録簿（様式編様式第45）

(2) 遺体搜索用機械、器具、燃料受払簿（様式編様式第46）

(3) 遺体搜索用機械、器具修繕簿（様式編様式第47）

(4) 遺体処理台帳（様式編様式第48）

(5) 埋火葬台帳（様式編様式第49）

(8) 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去

ア 仮設の住宅

1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。

イ 着工期間及び供与期間

着工期間は災害発生の日から20日以内とし、供与期間は工事が完了した日から2か年以内とする。

ウ 費用

原材料費、労務費、附带工事費、輸送費、事務費等は、県施行細則に定める限度額の範囲で、県の負担による。

エ 応急修理

災害発生の日から1か月以内に完了した住宅の応急修理に係る原材料費、労務費、輸送費、事務費等は、県施行細則に定める限度額の範囲で、県の負担による。

オ 災害発生の日から10日以内の障害物の除去について、除去に要するロープ・スコープその他除去に必要な機械器具等の借上げ費、輸送費、人件費等は、県施行細則に定める限度額の範囲内で、県の負担による。

(9) 文教災害対策

学用品の給与に要する次に掲げる費用については、県の負担による。

ア 災害発生の日から1か月以内に給与する教科書代の実費

イ 災害発生の日から15日以内に給与する文房具費及び通学用品費で、県施行細則に定める限度額の範囲内の額

(10) 輸送

ア 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。

(ア) 被災者を避難させるための移送

町長、警察官等避難指示者の指示に基づく、長距離避難のための移送

(イ) 医療及び助産のための移送

重傷患者で保健予防班で処置できないもの等の移送及び保健予防班の仮設する病院への患者移送又は保健予防班関係者の移送等

(ロ) 被災者救出のための輸送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

(ハ) 飲料水供給のための輸送

飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具資材の輸送

(ニ) 遺体処理のための輸送

遺体処理のための保健予防班員又は衛生材料等輸送及び遺体を輸送させるため必要な人員及び遺体の移送

(ホ) 救助物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品、炊出用食糧、学用品、及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の輸送

イ 輸送の期間及び費用

応急救助の輸送が認められる期間は、各救助の実施が認められる期間内とし、輸送費は通常の実費とする。

資料(1) 輸送記録簿（様式編様式第37）

(2) 燃料及び消耗品受払簿（輸送関係）（様式編様式第38）

第2章 避難行動

■基本方針

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達システムの障害時における体制に留意するものとする。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- 町長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
<ul style="list-style-type: none"> ○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 	→	

■町の措置

区分	主な措置
第1節 気象警報等の発表、伝達	第5 必要事項を町民及び所在の官公署へ周知
第2節 避難情報	第1 (1) 避難情報の発令
	第1 (2) 知事等への助言の要求
	第1 (3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）
	第1 (4) 他市町村又は県に対する応援要求
第3節 住民等の避難誘導等	第1 住民等の避難誘導
	第2 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導
	第2 (2) 避難行動要支援者の避難支援
第4節 広域避難	第1 広域避難に係る協議
	第2 居住者等の運送

第1節 気象警報等の発表、伝達

第1 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・西日本電信電話株式会社・日本放送協会・国土交通省機関に通知しなければならない。

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等（ただし、航空機、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に伝達する。

また、名古屋地方気象台は、報道機関及び警報・注意報等により措置の必要があると認める機関に対しては、専用通信施設及び公衆通信施設により、警報・注意報等を伝達する。

第2 県（防災安全局）における措置

県は、警報・注意報等を専用通信施設により、県の出先機関及び町に伝達する。

第3 西日本電信電話株式会社における措置

西日本電信電話株式会社は、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。

第4 日本放送協会名古屋放送局における措置

日本放送協会名古屋放送局は、警報を直ちに放送する。

第5 町における措置

町は、町地域防災計画の定めるところにより、必要事項を町民及び所在の官公署へ周知する。

第6 その他の防災関係機関における措置

その他の機関は、法令及び自らの防災計画等により、必要な措置を執る。

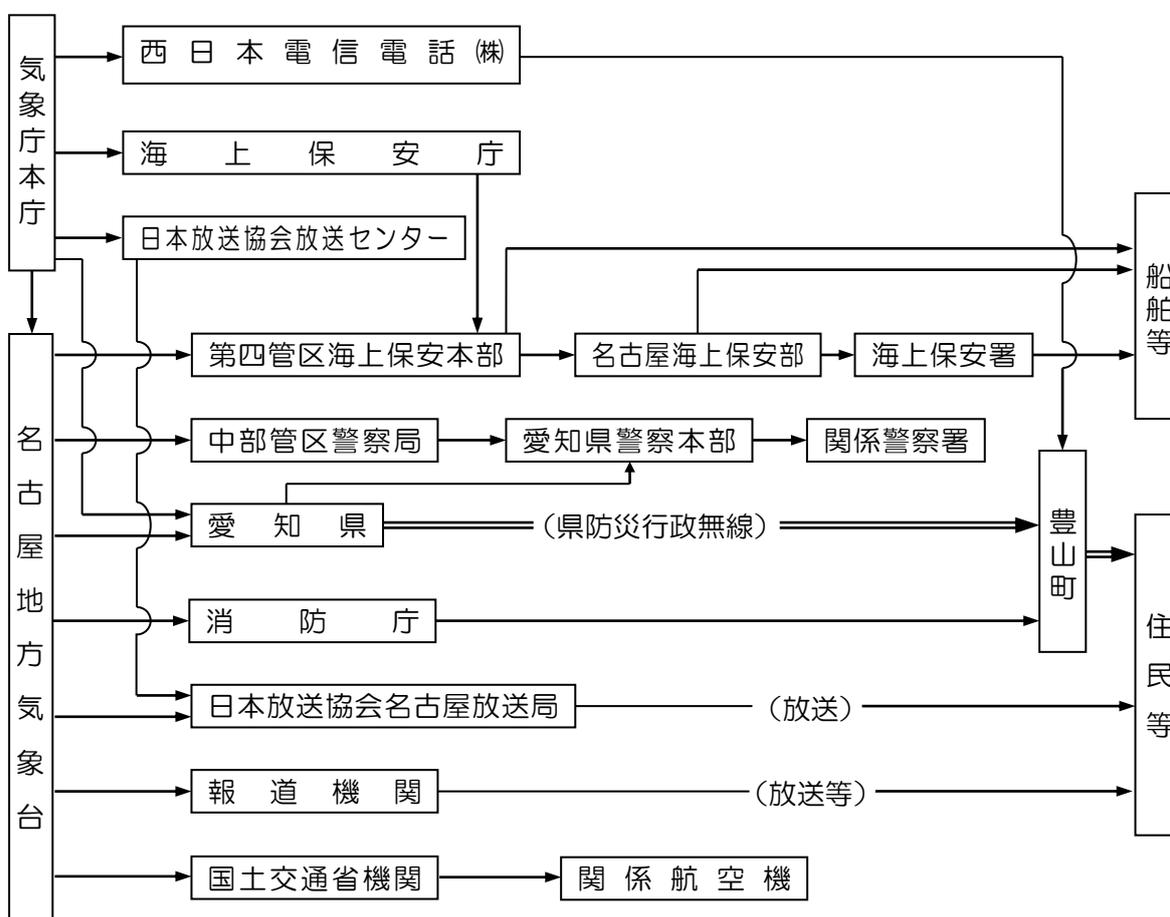
第7 気象警報等の伝達系統

次の気象警報等の伝達は、図1～7のとおり行う。

- (1) 気象・水象に関する特別警報・警報等 …図1
- (2) 洪水予報
 - ア 国土交通大臣が発表する洪水予報
庄内川及び矢田川洪水予報（付録「水防計画」第7章第4節(1)）
 - イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報

- (ア) 新川水防警報 ……図 2
- (イ) 新川洪水予報（愛知県・名古屋地方気象台共同発表） ……図 3
- (3) 水位周知河川の水位情報
（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生） ……図 4
大山川、八田川
- (4) 高潮氾濫発生情報
（警戒レベル5相当情報[高潮]） ……図 5
三河湾・伊勢湾沿岸
- (5) 火災気象通報の伝達系統 ……図 6
- (6) 火災警報の伝達系統 ……図 7

図 1



(注)

- 1 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。
- 2 気象庁本庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

図5

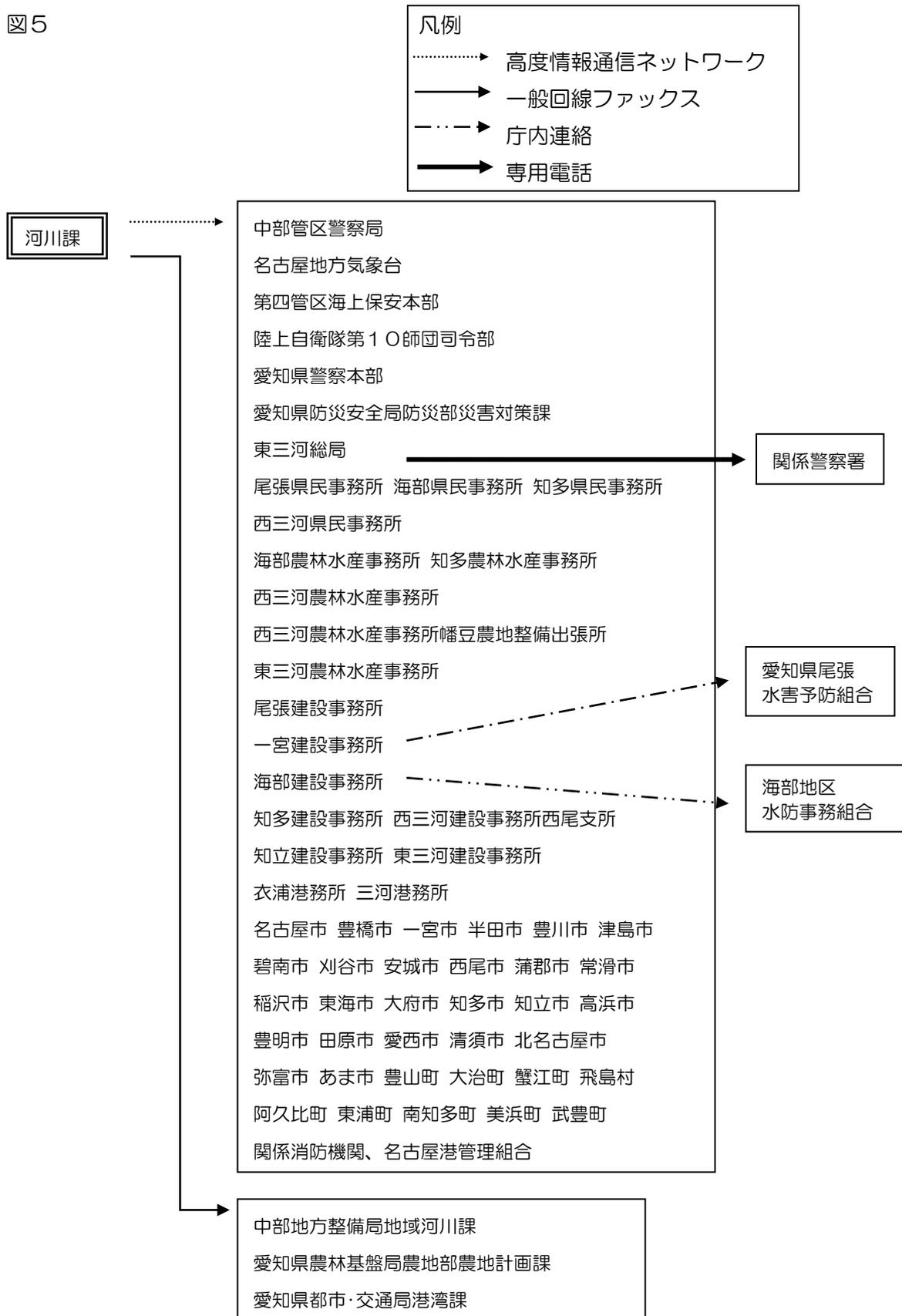


図6

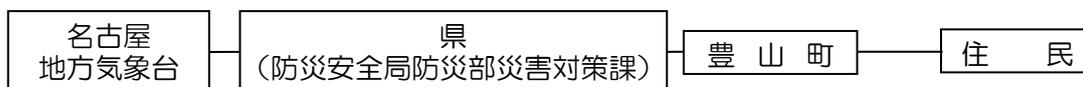


図7

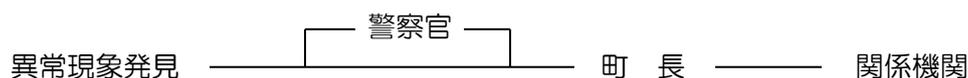


第8 異常現象の通報

(1) 災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報するものとする。

なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに町長に通報するものとする。

また、異常現象を承知した町長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。



(2) 町長は、県又は警察の機関から警報等を受領したときは速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに関係住民、当該町内の関係官公署、学校、団体等に対して必要な事項を周知させ、その徹底を図るものとする。なお、大雨、暴風の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。周知徹底はおおむね次の方法による。

- a ケーブルテレビ
- b 豊山町防災行政用無線
- c サイレン等
- d 広報車の広報
- e 地区委員等
- f 電話（官公施設等）
- g 防災メール

ア 町長は、前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において警報等の受領伝達、その他の取扱いについて必要事項を協議しておくものとする。

イ 異常現象を発見した者の措置

異常現象を発見した者はその現象が水防及び火災に関する場合は、消防機関、その他の場合は町長又は警察官等に通報するものとする。町長は、異常現象及び被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報するものとする。この場合において、町長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災

地理情報システムを有効に活用するものとする。

第2節 避難情報

第1 町における措置

(1) 避難情報

速やかに立退きを促す情報は、[警戒レベル4] 避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア [警戒レベル5] 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ [警戒レベル4] 避難指示

気象警報の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] 避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 知事等への助言の要求

町長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

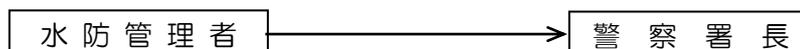
町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

第2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）



第3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

- (1) 洪水等のための立退きの指示
水防管理者の指示と同様
- (2) 町長への助言、ホットラインによる情報提供・共有
 - ア 町長への助言
知事は、町長から避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。
また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。
 - イ ホットラインによる情報提供・共有
「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から町長へ直接電話連絡を行い、避難情報に資する情報提供を行う。
- (3) 町長の事務の代行
知事は、当該災害の発生により町が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、町長に代わって立退き等の指示を行う。
- (4) 他市町村に対する応援指示
県は、町の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第4 県警察（警察官）における措置

- (1) 警察官職務執行法第4条による措置
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。
- (2) 災害対策基本法第61条による指示
町長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。
- (3) 報告・通知等
 - ア (1)の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



- イ (2)の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）



第5 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

(1) 町長への助言

名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、町長から避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

第6 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に限り、第4(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告（自衛隊法第94条）



第7 避難指示の内容

町長の避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

第8 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器）、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様な身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難

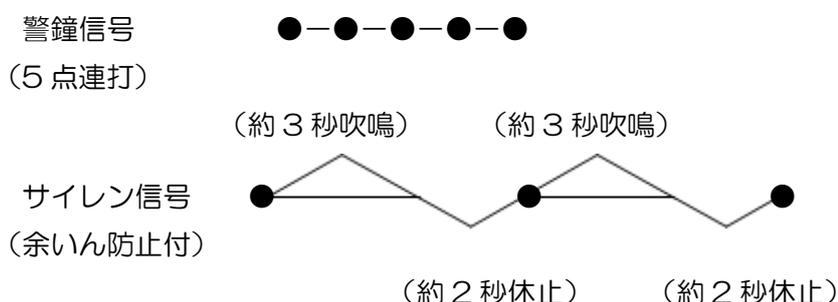
上の留意事項の伝達に努める。

エ 人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

(2) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は次によるものとする。

信号に当たっては適当な時間継続するものとし、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用するものとする。



(3) 関係機関の相互連絡

県、県警察、町、消防、自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

第3節 住民等の避難誘導等

第1 住民等の避難誘導等

(1) 町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

ア 避難場所や避難路、災害危険箇所等（浸水区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。

なお、町は、広域避難場所等に避難した者のうち、住居等が喪失するなど、引き続き救助を要する者に対して、資料編第4章4(4)の「指定避難所」に掲げるところにより避難所を開設し収容保護するものとする。

ア 移送の方法

避難者が自力により立退き不可能な場合において、町において車両、舟艇等によって行うものとする。

イ 携帯品の制限

避難所管理者は携帯品を必要に応じ制限をし、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。

ウ 避難誘導

避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考えその地域の実情に応じ、避難路を2か所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不相当となった場合は別の避難所に移送する。

(4) 町は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

第2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等によってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第4節 広域避難

第1 広域避難に係る協議

(1) 町における措置

町は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を町内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

第2 居住者等の運送

(1) 県における措置

県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示すものとする。

- ア 運送すべき人
- イ 運送すべき場所
- ウ 期日

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

■基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達システムの障害時における体制に留意する。
- 県及び町は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 県、町及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
	○被害状況等の情報収集及び県への報告	→
	○即報基準に該当する災害の報告	→
	○住民への災害広報	→
	○相談窓口等の開設	→

■町の措置

区分	主な措置
第1節 被害状況等の収集・ 伝達	第1 (1) 被害情報の収集
	第1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告
	第1 (3) 行方不明者の情報収集
	第1 (4) 火災、災害即報要領に基づく報告
	第1 (5) 被災者台帳の作成
第2節 通信手段の確保	第1 通信手段の確保
第3節 広報	第1 (1) 関係機関との連絡を密にした広報活動
	第1 (2) 相談窓口等の開設

第1節 被害状況等の収集・伝達

第1 町の措置

(1) 被害情報の収集

町長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

町長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、町長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無に関わらず、町の区域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 町は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

第2 県（防災安全局、関係局）の措置

(1) 町への職員派遣による情報収集

県は、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じ町に職員を派遣し、町の被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。

(2) 方面本部構成機関による情報収集

方面本部構成機関は、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況に関する情報の収集に努め、関係部局及び方面本部へ連絡する。

(3) 町への連絡

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

(4) 人的被害の数の一元的な集約・調整

県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について一元的な集約・調整を行う。その際県は、町、警察、自衛隊を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。

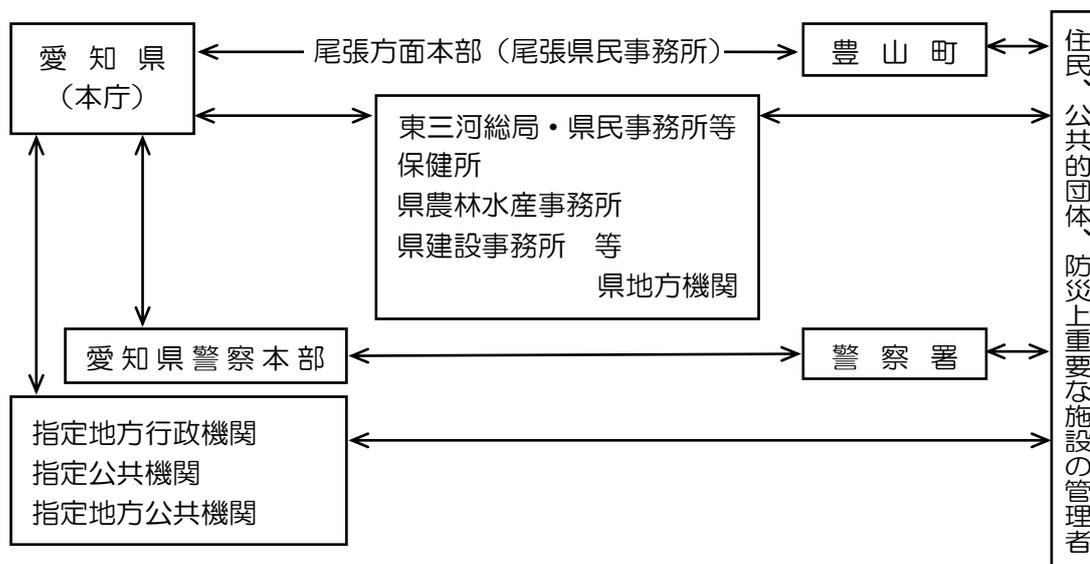
また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、町と密接に連携しながら適切に行うものとする。

(5) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、愛知県災害対策本部が設置又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。

第3 被害状況等の一般的収集、伝達系統

(1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。



- (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。
- (3) 情報の収集伝達については、第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

第4 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

県、町、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

県、町は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

第5 その他の情報の収集伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害にかかる情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・ 応急対策状況（全般）	様式55・57によること
人、住家被害等	人的被害	様式58によること
	避難状況、救護所開設状況	様式59によること
公共施設被害	河川被害	様式60によること ※確定報告は、被害か所数、被害額、 被害地域名等について各関係機関の 定める様式により行うものとする。
	道路被害	
	水道施設被害	

第6 報告の方法

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。

また、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則、有線電話を使用するものとし、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

町は被災状況等の情報収集のため、必要に応じ派遣される県の災害情報員等を受け入れるものとする。受け入れた県の災害情報員等は情報を町に伝達するとともに、逐次、尾張方面本部へ報告する。

なお、火災による被害状況等の収集は、西春日井広域事務組合消防本部が行うものとする。

(2) 報告責任者

災害情報及び被害報告は、災害対策業務執行上極めて重要であるので、あらかじめ

報告責任者を定めておき、責任のある報告に当たるものとする（なお報告責任者は、部長級とする。）。

(3) 報告の種別

ア 災害情報

災害が発生し、又は災害が予想される危険な状況に至った場合の現地の状況を報告するもので、その様式は様式 55 のとおりである。

イ 被害報告

災害情報により現地の状況を報告している期間において被害が発生した場合、知事（尾張県民事務所）に報告するもので、次の3種類に区分してその様式は様式 55 から様式 62 までのとおりとする。災害調査は、調査班により行うものとする。

(ア) 発生報告（尾張県民事務所防災安全課へ県防災情報システムで）

被害発生直後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で。

(イ) 中間報告（尾張県民事務所防災安全課へ県防災情報システムで）

被害状況の変動に伴う応急対策の変更等判明した事項から、逐次報告する。
被害がほぼ確定した後は 1 日 2 回程度時間を定めて報告する。

(ロ) 確定報告（尾張県民事務所防災安全課へ公文書で）

災害に対する応急措置が完了し被害状況も確定した後 15 日以内に報告するものである。

(4) 被害報告の順位

災害の種別、規模等により一定することはできないが、人的被害を最優先に、次に住家の被害を報告するものとする。

(5) 被害の程度及び応急対策状況（経過）、要請事項欄の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・避難の状況
- ・主要河川等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・農林水産施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・応援要請又は職員派遣の状況

(6) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

(7) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あ

らゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

第7 被害状況の照会・共有

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第2節 通信手段の確保

災害時における各機関相互の通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定めるものとする。

第1 県（防災安全局、関係局）、町及び防災関係機関における措置

(1) 通信連絡の方法・種類

ア 通信窓口

災害時における通信連絡は、有線電話、無線電話のうち最も迅速な方法により行うが、有線電話の場合、災害時の通信の錯綜を避けるため災害用電話（0568-28-0001）を指定し窓口の統一を図る。この電話は、災害時には平常業務の使用を制限する。

イ 町の通信連絡

災害時における県と町との通信連絡は愛知県防災行政用無線を原則とするがやむを得ない理由により使用できないときは、警察電話のほか一般加入電話を使用する。この場合『非常電話』で行うことができる。また、町内の非常電話は一般電話の不通を考え豊山町防災行政用無線を使用して行う。

資料(1) 通信施設・設備等（資料編第4章2）

(2) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続きを経て、これを他人に利用させることができる。

(3) 防災相互通信用無線局の使用

県、町及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(4) 衛星通信施設の使用

県、町及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

(5) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(6) 民間無線局（HAM）の活用

災害発生時の情報の収集、被害の報告等について民間無線局の活用を図るものとする。

(7) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。

(ロ) 緊急を要する気象に関するもの。

(ハ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。

(ニ) 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）

(ホ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。

(ヘ) 道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。

(ヘ) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・町の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

(コ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

(カ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(ア) 電報形式又は文書形式とすること。

(イ) 通報は何通でも依頼できるが、1通の電報文はなるべく本文200字以内とする。

(ウ) あて先は住所・氏名・電話番号をはっきりと書くこと。

(エ) 本文の末尾に発信人名を記載すること。

(オ) 用紙の余白に『非常』と記載し、発信人の住所・氏名・電話番号を書いておくこと。

エ 通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想せられる者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならないから、利用者はあらかじめ通報のあて先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。

オ 非常通信はなるべく無料として取扱うようになっているが、通信経路が途中、西日本電信電話株式会社の線を媒介するとき、その他通報の取扱いに関し、実費額の補償が必要となるときは、その費用の補償を考慮し、利用する無線局とあらかじめ協議しておく。

カ 放送の優先性

町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があると認めるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に、災害に関する通知、要請、伝達、警告、予警報等の放送を依頼することができる。なお、この場合は知事を通じて行うものとする。

(8) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知若しくは警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。また、電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレーターへ告げる。

- ・非常扱いの電報の申し込みであること
- ・発信電話番号の機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通知文と発信人名

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ロ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。また、電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレーターに告げる。

- ・緊急扱いの電報の申し込みであること
- ・発信電話番号の機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通知文と発信人名

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、気象電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(9) 放送の依頼

知事及び町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（町長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあっては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(10) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

資料(1) 通信施設・設備等（資料編第4章2）

第3節 広報

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は町民に対し応急対策と必要な情報を周知徹底し、人心の動揺、被害の拡大防止を図らなければならない。このため迅速適切な広報及び報道を行うものとする。

第1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

第2 各機関の措置

- (1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。
 - ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
 - イ 防災行政無線
 - ウ ケーブルテレビの放送
 - エ Web サイト掲載及びXなどのソーシャルメディアによる情報提供
 - オ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
 - カ 広報紙等の配布
 - キ 広報車の巡回
 - ク 掲示板への貼紙
 - ケ その他広報手段

第3 広報内容

- (1) 事前情報の広報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報
 - エ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
 - ア 災害の発生状況
 - イ 地域住民のとるべき措置
 - ウ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
 - エ 救護所の開設状況
 - オ 道路情報
 - カ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
 - ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況

- ウ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
- エ 公共土木施設等の状況
- オ ボランティアに関する状況
- カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- キ 被災者相談窓口の開設状況
- ク その他必要事項

第4 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

(2) 広報車

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

(4) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

- ア 災害関係記事又は番組
- イ 災害関係の情報
- ウ 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組
- エ 関係機関の告知事項

第4章 応援協力・派遣要請

■基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
	<ul style="list-style-type: none"> ○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○県に対する海上保安庁の応援要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 ○災害ボランティアセンターの設置 	

■町の措置

区分	主な措置
第1節 応援協力	第2 (1) 知事に対する応援要求等 第2 (2) 他の市町村長に対する応援要求
第2節 応援部隊等による広域応援等	第1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請
第3節 自衛隊の災害派遣	第2 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼
第4節 ボランティアの受入	第1 災害ボランティアセンターの設置 第3 ボランティア団体との連携
第5節 防災活動拠点の確保	第2 防災活動拠点の確保

第1節 応援協力

第1 県（防災安全局）における措置

(1) 町に対する応援

ア 知事は、町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災

害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。

イ 知事は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。

ウ 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。県職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(2) 町の応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行う。

ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限

ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

町長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

第2 町における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めらるこ

とができる。

なお、町長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた町長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

第3 防災関係機関における措置

- (1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。
- (2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

第4 経費の負担

国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

第2節 応援部隊等による広域応援等

第1 町の措置

- (1) 緊急消防援助隊等の応援要請
 - ア 町長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づき援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
 - イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
 - ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。
- (2) 町長は応援部隊の派遣が決定したときは、主管班は速やかに応援隊受入の態勢を整備せしめるとともに、必要に応じて班員を派遣し本部応援部隊相互の連絡に当らしめるものとする。

第2 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の町長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

災害に際して、必要な応急対策を実施するため、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊の派遣を要請する場合における手続等を定めるものとする。

る。

自衛隊の派遣を必要とする町長は知事にその旨を申し出て、知事から文書をもって自衛隊に要請する。

第1 自衛隊における措置

- (1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。
- (2) 陸上自衛隊第10師団長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。
- (3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。
- (4) 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、救援活動に優先して、搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

第2 町又は関係機関における措置

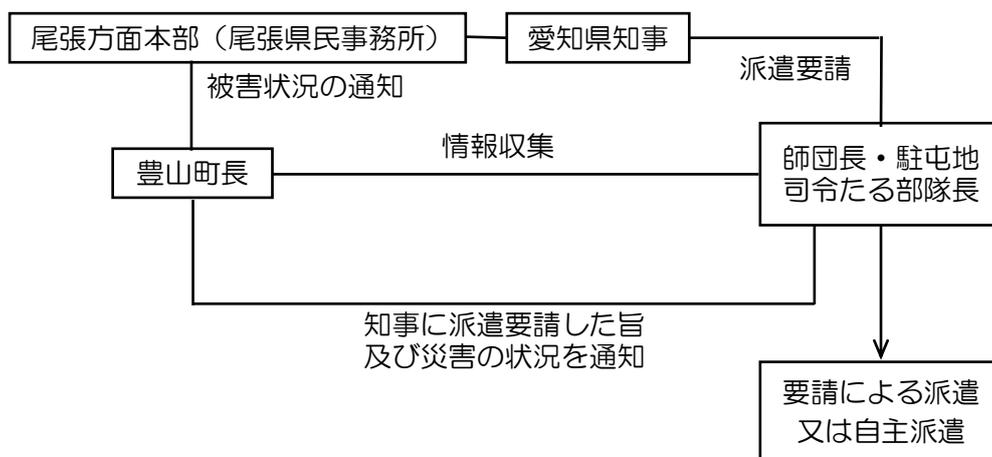
- (1) 町長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する(様式編 様式65)。

この場合において、町長は、その旨及び町の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 町長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 町長又は防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する(様式編 様式66)。

第3 災害派遣要請等手続系統

- (1) 災害派遣要請等手続系統



(注) 町は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災安全局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部(尾張県民事務所)へも連絡すること。

(2) 災害派遣要請機関

ア 愛知県 「資料編 第11章参考資料 2 防災関係機関及び連絡窓口 (6) 愛知県」を参照

イ 自衛隊

機関連絡窓口	災害派遣命令者	所在地	電話番号
陸上自衛隊第10師団 第3部防衛班	陸上自衛隊 第10師団長	〒463-0067 名古屋市守山区 守山3-12-1	(052) 791-2191
陸上自衛隊 連隊本部第3科	陸上自衛隊 第35普通科連隊長	〒463-0067 名古屋市守山区 守山3-12-1	(052) 791-2191
航空自衛隊 第1輸送航空隊	航空自衛隊 小牧基地司令	〒485-8652 小牧市春日寺1-1	(0568) 76-2191

第4 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入体制を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

(2) 受入側の町長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

(ア) 事前の準備

a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。

b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。

c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力す

る。

(1) 受入時の準備

- a 着陸点には、H 記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

資料(1) 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所の選定基準（資料編第6章5）

(2) 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所（資料編第6章6）

第5 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

エ 有料道路の通行料

第4節 ボランティアの受入

第1 町における措置

(1) 町は社会福祉協議会に対し、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。

(2) 災害ボランティアセンターに配置された職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、町災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

第2 コーディネーターの役割

(1) 町の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受

入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

- (2) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

第3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

県及び町は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けゴミなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

第4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

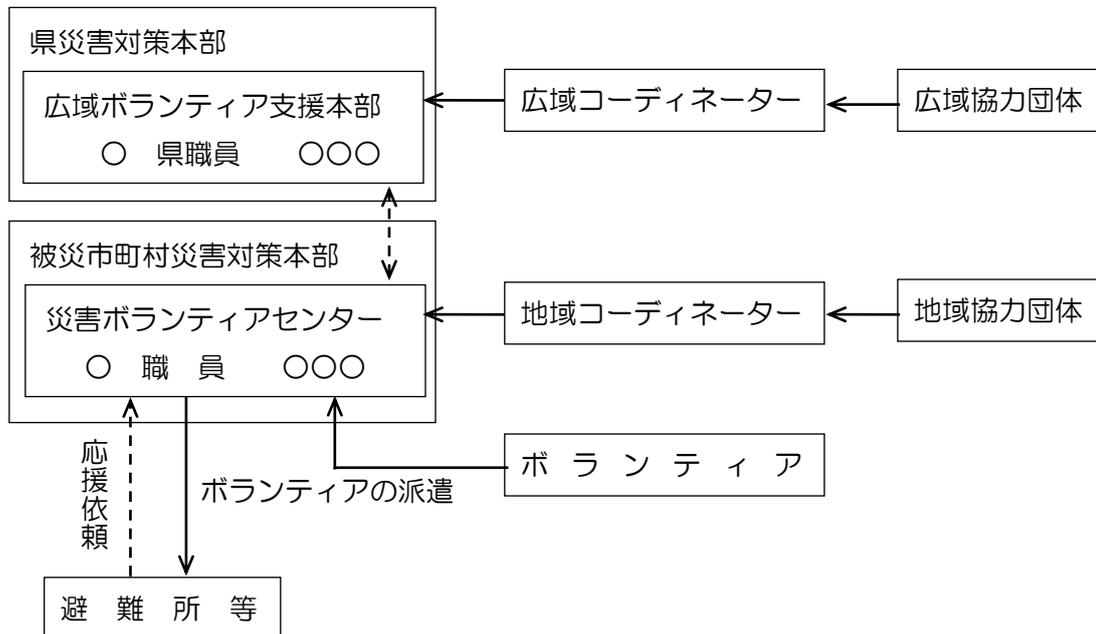
- (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体

日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会

- (2) その他のボランティア団体等

愛知県防災ボランティアグループ、赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門学校、各種団体、県外からのボランティア

ボランティアの受入れの流れ



- 資料(1) 日赤奉仕団（資料編第7章1）
 (2) 愛知県防災ボランティアグループ（資料編第7章2）
 (3) 奉仕団等受入れ記録簿（様式編様式第52）

第5節 防災活動拠点の確保等

第1 県（防災安全局）及び町における措置

- (1) 県及び町は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、町又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
- (3) 物資の輸送拠点について、県及び町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第2 防災活動拠点の確保

(1) 地区防災活動拠点

町は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、必要な場合は豊山グラウンド及び神明公園を確保するものとする。

第5章 救出・救助対策

■基本方針

- 町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた町長）、県警察・消防は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
	<ul style="list-style-type: none"> ○救助活動 ○他市町村または県への応援要求 ○広域的な消防隊の応援要請 ○防災ヘリコプターの応援要請 	

■町の措置

区分	主な措置
第1節 救出・救助活動	第1 (1) 救出活動
	第1 (2) 他市町村又は県への応援要求
	第1 (3) 広域的な消防部隊の応援要請
	第1 (4) 派遣された緊急消防援助隊の措置
第2節 航空機の活用	第2 (2) 防災ヘリコプターの応援要請

第1節 救出・救助活動

第1 町における措置

- (1) 町は、県警察・消防と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 町は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（西春日井広域事務組合消防本部）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。

- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の町長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。
- (5) 災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。
- (6) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第2 県警察における措置

- (1) 県警察は、町及び防災関係機関と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。

第3 県（防災安全局）における措置

- (1) 県は、自ら救出の実施又は町からの応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (2) 県は、町の実施する救出につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (3) 県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。
- (4) ゼロメートル地帯では、津波等により広範囲が浸水し、長期間湛水するとともに、既存の防災活動拠点が浸水する可能性があることから、県は、ゼロメートル地帯において、県や市町村、消防、自衛隊等が迅速かつ効率的に救出・救助活動を実施するための「広域防災活動拠点」をあらかじめ整備する。

第4 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「第1 町における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第2節 航空機の活用

第1 愛知県防災ヘリコプターの活用

- (1) 県（防災安全局）及び名古屋市（消防航空隊）における措置

愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。

ア 活動内容

ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

- (ア) 被害状況調査等の情報収集活動
- (イ) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- (ウ) 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- (エ) 火災防御活動
- (オ) 救急救助活動
- (カ) 臓器等搬送活動
- (キ) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

イ 災害発生等による出動

県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。

ウ 町要請による出動

町長（西春日井広域事務組合消防本部）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行う。

- (ア) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき。
- (イ) 要請のあった市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
- (ウ) その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

エ 事務委託

ア～ウの措置は、地方自治法第252条の14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

(2) 町における措置

町長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

ア 災害の種別

イ 災害の発生場所

ウ 災害発生現場の気象状況

エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段

カ 応援に要する資機材の品目及び数

キ その他必要な事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

名古屋市消防局消防航空隊消防係

- (4) この節に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」の定めるところによる。

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。
- 災害により医療助産機構が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、応急的に医療を施し、また助産に関する処置を必要とするので、その方法について定めるものとする。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
	<ul style="list-style-type: none"> ○救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア 	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫組織の編成 ○防疫活動

■町の措置

区分	主な措置
第1節 医療救護	第2 (1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保
	第2 (2) 保健医療調整会議への参画
	第2 (3) 応急手当、技術の指導
	第2 (4) 医薬品等の確保
第2節 防疫・保健衛生	防疫・保健衛生活動の実施

第1節 医療救護

第1 県（保健医療局）における措置

(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整

ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置

県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

また、社会福祉施設等の被害状況、対策状況等の把握をする必要がある場合には、福祉部連絡要員を介して福祉部と相互に情報を共有する。

イ 保健医療調整本部における医療情報収集

県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、保健医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。

ウ 町、医療機関との情報共有

県は、保健医療調整会議において、2次医療圏等の区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を町、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。

エ 他市町村への応援指示

県は、町の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

オ 被災地における医療提供体制の確保・継続

県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。

この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(2) DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣要請

ア DMATの派遣要請

県は、県内のDMAT指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 県域を越えた協力体制の確立

県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、厚生労働省に対して災害

派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るなど関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。

なお、全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。（遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮）

(3) 救護班の派遣要請等

ア 救護班の派遣要請

県は、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。

イ 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請

県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関（県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会、県柔道整復師会、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。

(4) DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等

ア 愛知DPATの派遣

(ア) 県は、必要があると認めるときは、DPAT（災害派遣精神医療チーム）先遣隊を派遣する。

(イ) 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。

イ DPATの派遣要請

(ア) 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してDPATの派遣要請を行う。

(イ) 県は、DPATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。

(5) JDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等

県は、必要があると認めるときは、国等に対しJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行う。

(6) SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置

ア 広域医療搬送実施のためのSCUの設置

県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、愛知県名古屋飛行場内に航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置する。

イ 地域医療搬送実施のためのSCUの設置

県は、保健医療調整会議の要請等により、地域医療搬送（被災地内外を問わず、県、町及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送以外のものを

いう。)の実施のため必要と認めるときは、町や関係機関と協力して、SCUを設置する。

第2 町における措置

- (1) 町は、救護所を設置し、必要に応じて西名古屋医師会、西春日井薬剤師会に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。

救護所は「新栄学習等供用施設」を利用するものとし、設置・運営方法については、「災害時医療救護所開設・運営マニュアル」による。

- (2) 町は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

- (3) 町は、町民に対して「自分の命は自分で守る」の原則を周知徹底するとともに、応急手当、技術の指導を推進する。

指導内容は止血、骨折、火傷、人工呼吸法等、外傷性のものに重点をおくが、災害の性格上、搬送法等にも意を注ぐものとする。

なお、定期的に医師会の指導による講習会及び日赤指導員による正規の「日赤救急員」養成講習会を開催し、あらゆる職場、学校、地域に救護員を配置し、身近におきる事故に対処できる体制を確立するものとする。

- (4) 町は、平常の医療用と併せ、発生後の医療活動用としての医薬品及びその他衛生材料の備蓄に努めるものとする。

- (5) 医療等の対象者

医療等を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

- (6) 医療等の範囲

応急的な処置で次のものである。

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術、その他の治療及び施術

エ 病院への搬送

オ 看護

- (7) 医療の方法

ア 医療班による医療

(ア) 災害救助法に基づく医療は原則として医療班によって行う。

(イ) 医療班の編成

医師会の協力を得て医療班を編成する。

(ウ) 被害が大きくて現地医療班により救助が困難な場合は、県本部に応援救護班の派

遣を要請する。

イ 委託医療機関による医療

医療班による救護ができない者又は医療班による救護が適当でない者は国立及び公立の病院等委託医療機関において救護を行う。

ウ 救急搬送の実施

道路や交通機関の不通時等又は遠隔地への搬送については、要請に基づき県警察又は自衛隊等がヘリコプター等により空輸する。

(8) 医療の期間

災害発生の日から 14 日以内とする。

(9) 助産

ア 助産の対象者

災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者で、災害のために助産の途を失った者

イ 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前、分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ウ 助産の方法

(ア) 医療班による助産

(イ) 委託、助産機関による助産

エ 助産の期間

分べんした日から 7 日以内とする。

【整備保存すべき帳簿（資料編）】

資 料 (1) 医薬品その他衛生材料の調達（資料編第 5 章 4(1)）

(2) 輸血用血液の調達（資料編第 5 章 4(2)）

第 3 救急搬送の実施

(1) 患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。

(2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、町、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。

(3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び SCU へ搬送する場合については、要請に基づき県、県警察、自衛隊等がヘリコプター等により空輸する。

(4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

第 4 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、町は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- (2) 県薬剤師会は、県又は町の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。

資料(1) 薬剤救護に関する協定書（西春日井薬剤師会）（資料編第12章）

第5 医薬品等の適正使用に関する活動

県薬剤師会は、県、町、県医師会及び県歯科医師会と協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

第6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第2節 防疫・保健衛生

第1 県（保健医療局・感染症対策局）における措置

(1) 防疫措置

ア 生活環境に対する措置

県は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに町に対し行うほか、必要に応じこれを実施する。

イ 患者等に対する措置

(ア) 県は被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。

(2) 器具器材の整備

ア 県及び町の防疫用器具器材の保有状況を把握し、町からの借上要請に対応する。

イ 町からの薬剤購入あっせん要請に応じて、薬剤の調達に努める。

ウ 必要に応じて、県内非罹災市町村や近隣県市を始めとする他の都道府県等から、器具器材及び薬剤を調達する。

(3) 予防教育及び広報活動

県は、町、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

(4) 臨時予防接種

県は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行い、又は町に行うよう指示する。

(5) 応援体制

ア 被災市町村を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、健康福祉部に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。

イ 県は、必要に応じて、近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。

(6) 自宅療養者等の避難確保

ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

イ 市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第2 町における措置

(1) 防疫組織

町は県が行う被災者の感染症の調査、健康診断、衛生指導に協力するとともに、一類感染症患者等の発生、又はその兆候がある場合には、防疫班を設ける。

(2) 防疫活動

ア 県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。

ウ 町は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、特に殺菌して使用する。また、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 広報及び健康指導

町は、県が行う被災地域住民に対する感染症予防の指導及び広報活動に協力する。

(4) 臨時予防接種の実施

町は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

第3 食品衛生指導

県は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について、指導する。

第4 栄養指導等

- (1) 県及び町は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (2) 町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

第5 健康管理

- (1) 県及び町は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。
- (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

第6 健康支援と心のケア

- (1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動
 - ア 町は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。
 - イ 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、町に情報提供と支援を行う。
- (2) 長期避難者等への健康支援
 - ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。
 - イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいは PTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。
- (3) 子供たちへの健康支援活動
 - ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。
 - イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。
- (4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

第7 避難所の生活衛生管理

県及び町は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

第8 災害時健康危機管理の全体調整

- (1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び町の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。
- (2) 県は、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。

第9 応援協力関係

- (1) 町は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 町は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 県は、町の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めるときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。
- (4) 県は、自ら防疫活動の実施又は町からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、他都道府県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他都道府県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。
- (5) 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣縣市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。
- (6) 町は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。
- (7) 県は、町からの求めに応じ、又は、必要と認めるときは、DPATを派遣する。
- (8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。
- (9) 県は、必要に応じて、保健所設置市に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国及び他の都道府県に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。
また、県は、DHEATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。
- (10) 県は、必要があると認めるときは、国等に対してJDAT（日本災害歯科支援チー

△) の派遣要請を行う。

(11) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

資料(1) 防疫用資機材の備蓄(資料編 第4章 6(1))

(2) 防疫用資材の調達(資料編 第4章 6(2))

第7章 交通の確保・緊急輸送対策

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 県、町及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有	→
	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保	→
	○情報の提供	→
	○応援要求	
	○人員・物資等の輸送手段確保	
	○他市町村・県への調達あっせん要請	

■町の措置

区分	主な措置
第2節 道路施設対策	第1 (1) 道路、橋梁等の応急措置
	第1 (2) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
	第1 (3) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保
	第1 (4) 情報の提供
第4節 緊急輸送手段の確保	第1 (2) 人員・物資等の輸送手段の確保
	第1 (3) 他市町村又は県に調達あっせん要請

第1節 道路交通規制等

第1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域

周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

- ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。
- イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。
- ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 規制の標識等

規制の標識は、総理府令に定める場所に設置するものとし、緊急のときは適宜の方法により明示し必要に応じ警察官等の現地指導を求める。

ア 表示の様式は次のとおりである。

道路法第45条（道路標識の設置等）によるもの

道路交通法（昭和35年法律第105号）第9条（道路標識の設置等）によるもの
災害対策基本法施行規則第2条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）

によるもの

イ 規制標識に次の事項を明示する。

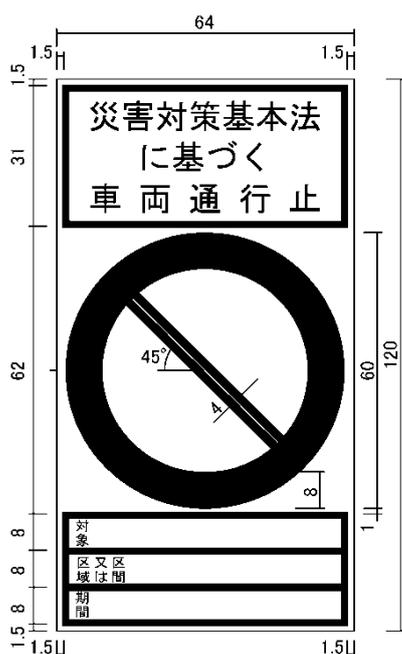
- (ア) 禁止及び制限の対象
 - (イ) 区間
 - (ウ) 期間
 - (エ) 理由

この場合、通行の禁止又は通行の制限に係る規制については、適当なまわり道を明示し、一般の交通の支障のないように努める。

ウ 報告、通知は次のことを明示して行う。

- (ア) 禁止、制限の種別と対象
 - (イ) 区間
 - (ウ) 期間
 - (エ) 理由
- (オ) う回路、その他の状況

エ 災害対策基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、また、図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(3) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

(4) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

資料(1) 輸送用車両等の保有状況（資料編第6章）

(2) 輸送記録簿（様式編様式第37）

(5) その他

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

第2 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

第3 一般社団法人愛知県警備業協会

一般社団法人愛知県警備業協会は、大規模な災害が発生し、警察本部長から要請があった場合には、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、緊急交通路の確保のための交通誘導活動を行う。

第4 自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所

イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

第5 相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

(2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

第1 町における措置

(1) 道路、橋梁等の応急措置

ア 被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、関係機関と密接な情報交換を行う。また、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の仮工事により応急の交通の確保を図る。

イ 被害の状況を把握し、応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。また、応急工事の順位としては救助活動のための道路及び災害応急活動を実施するための道路橋梁から重点的に実施する。

(2) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(3) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

(4) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

(5) 応援協力関係

ア 町は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

イ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第3節 空港施設対策

愛知県名古屋飛行場

第1 県（名古屋空港事務所）における措置

県（名古屋空港事務所）は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置をとるとともに、応急復旧工事を実施する。

なお、自衛隊は、必要に応じてこれに協力する。

第2 自衛隊における措置

自衛隊は、県（名古屋空港事務所）が施設の利用を停止する措置を講じた場合、又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空機（乗組員）に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。

第4節 緊急輸送手段の確保

被災者並びに災害対策及び救助活動に従事する者の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送をするもので輸送班が担当する。

災害輸送は、原則的に自動車輸送とし、交通途絶の場合は労務者等により輸送する。

公用車は輸送班の指揮に従い緊急輸送に当たり、不足車両は借上げるものとする。前記により輸送のできないときは、県又は隣接市町の応援を求める。

自動車輸送のできないとき、又は特に緊急を要するものは県に要請し、空中輸送するものとする。

第1 町における措置

(1) 災害輸送は次のもののうち最も適切な方法によるものとする。

- ア 貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送
- イ 舟艇による輸送
- ウ 飛行機、ヘリコプターによる輸送
- エ 労務者による輸送

(2) 町は、人員・物資等の輸送手段を確保する。災害輸送のための自動車等の確保、借上げは次の順位とする。

- ア 町所有の車両
- イ 公共的団体所属の車両
- ウ 営業者所有の車両
- エ その他自家用車両

(3) 町が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

第2 配車措置

- (1) 各部は自動車による輸送が必要となったときは、次の事項を明示して輸送班に要請するものとする。
 - ア 輸送の目的
 - イ 輸送の区間及び期間
 - ウ 輸送量及び輸送品目、必要車両台数
 - エ 集合の場所及び日時
 - オ その他車両の使用について参考事項
- (2) 輸送班は常に車両の活動状況を把握し、町所有の車両（消防用車両については消防本部と協議し）の効果的な使用を図るものとし、その輸送力でなお不足する場合には、営業用等の車両借上げの措置をとるものとする。

なお、町内輸送業者に対してはあらかじめ災害時の車両借上げについて協議しておくものとする。
- (3) 車両により輸送できないような事態になったときは、県又は自衛隊に対し、ヘリコプターによる輸送を要請するものとする。
- (4) 車両による輸送が不可能な場合は前号のほか労務者等、人力による輸送を行うものとする。

第3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

資料(1) 応急給水施設・設備等（資料編第4章5）

(2) 医薬品その他衛生材料（資料編第5章4(1)）

(3) 臨時雇用労務者勤務状況表（様式編様式第51）

第4 緊急通行車両の確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申出を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第1節第1(4)

「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。

第8章 水害防除対策

■基本方針

- 災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対する措置を実施する。
- 洪水による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。
- 洪水等による木材の流出から安全を確保するため、流木の防止措置を実施する。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
	○農地等のポンプ排水 →	○農作物等の応急措置

■町の措置

区分	主な措置
第1節 水防	第1 (1) 水防計画
第2節 防災営農	第1 (1) ポンプ排水による農地のたん水排除
	第1 (2) 土俵積等による排水機の浸水防止
	第1 (3) 用排水路の決壊防止
	第2 (1) 災害対策技術の指導
	第2 (2) 種子粃の確保
	第2 (3) 病害虫の防除
	第2 (4) 凍霜害防除

第1節 水防

第1 水防管理者における措置

(1) 水防計画

水防管理団体が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、愛知県水防計画を基礎として、各水防管理団体の地域特性に応じて適宜修正したうえ、必要事項を網羅して定める。また、本計画に定めのない水防対策は付録「豊山町水防計画」による。

(2) 水防活動

ア 水防団等の出動

水防管理者（町長）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に

至ったとき、水防管理団体の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者及び県に連絡する。

ウ 水防作業

河川等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として、積み土のう工、月の輪工、釜段工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工の水防工法を実施する。

エ 水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要となるのが河川・海岸の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

オ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。また、決壊か所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

カ 砂防施設

堤防が決壊したときは、仮工事として施行する場合は土俵石俵又は板棚等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また、仮工事では著しく手戻り工事となるか、又は効果がないと思われる場合は応急本工事として被災水位迄の高さの堤防護岸を施工する。

キ 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

ク 公用負担

水防のために緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長または消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

(ア) 必要な土地の一時使用

(イ) 土石、竹材その他の資材の使用若しくは収用

(ウ) 車両その他の運搬用機器の使用

(エ) 排水用機器の使用

(オ) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記(ア)から(イ)（(イ)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

第2 要員の確保

建設班を中心として活動するが、必要に応じ建設業者に要請して直ちに動員しうるような適切な措置を講ずる。

第3 建設機械等の需給

災害発生に伴う応急復旧資材については、常に取扱業者等民間在庫量を把握し、緊急時における復旧資材の調達に万全の体制をとる。

また、建設機械については主要建設機械等十分に活用する。

(たん水排除)

第4 町及び土地改良区における措置

町は、河川堤防の決壊等によりたん水した場合は、第2節「防災営農」第1(1)によるたん水排除を実施するほか、町は、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

第5 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は町へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、水防管理者が「愛知県内広域消防相互応援協定」に該当する町長であるときは、同協定及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、相互応援を行い、前記以外の水防管理者については、県へ応援を要請するものとする。

イ 県は、水防管理者からの応援要求事項の実施が困難な場合、その他必要があると認められた場合、自衛隊へ応援を要請する。

ウ 水防管理者は、水防のための必要があると認められたとき、県警察に対して出動を要請する。

エ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(2) たん水排除

第2節第3(1)「農業用施設に対する応急措置」を参照のこと。

第2節 防災営農

災害による農業関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物に対してなすべき措置を定めるものとする。

(農地及び農業用施設に対する応急措置)

第1 県（農林基盤局）、町における措置

(1) ポンプ排水による農地のたん水排除

町は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水によるたん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。

また、県は、一方の実施するたん水作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。

(2) 土俵積等による排水機の浸水防止

町は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）によりたん水の排除に努める。

(3) 用排水路の決壊防止

町及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

(農作物に対する応急措置)

第2 県（農業水産局）、町及び農業協同組合における措置

(1) 災害対策技術の指導

県は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、町、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

町は、被害の実態に即し必要な技術対策資料を作成配布、又は被害を最小限に止めるため、県農林水産事務所、農協等の指導協力を得て技術対策を行う。

(2) 種子粃の確保

県は、愛知県米麦振興協会等において種子粃の供給が困難である場合、東海農政局に対し、種子粃を愛知県米麦振興協会等へあっせんするよう依頼し、種子粃を確保する。

(3) 病害虫の防除

ア 防除指導等

県は、病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、町、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体

的な防除の実施を指示指導する。

イ 農薬の確保

県は、農業協同組合等農業団体において農薬の供給が困難である場合、県経済農業協同組合連合会又は県農薬卸商業協同組合に対し、農薬を農業協同組合等農業団体へ売却するよう依頼し、農薬を確保する。

ウ 防除器具の確保

県は、緊急的に大面積の防除の必要が生じ、県内の防除器具のみでの対応が困難な場合は、国に防除器具の貸与を依頼し、防除器具を確保する。

資料(1) 移動用排水ポンプ(資料編第4章7(1))

(2) 病虫害防除用資器材(資料編第4章7(2))

(3) 種子、薬剤の調達(資料編第5章6)

(4) 豊山町防災関係機関(資料編第11章1)

(4) 凍霜害防除

県は、名古屋地方気象台から発表される霜に関する注意報を町へ伝達する。

町及び農業協同組合は、有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

なお、注意喚起期間は原則として毎年3月10日から5月31日までとする。

第3 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 町は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。

イ 県は、町からの貸与要求事項の実施が困難な場合、東海農政局へ可搬式ポンプの貸与を依頼する。

ウ 町は、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

エ 応援の要求を受けた機関はこれに積極的に協力する。

(2) 農作物に対する応急措置

被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があると認めるときは、県は、農薬の空中撒布の実施につき、農林水産航空協会へヘリコプターの供給を要請する。

資料(1) 防災営農用資器材(資料編第4章7)

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■基本方針

- 町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営 ○要配慮者の安否確認・避難誘導 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○外国人への情報提供 ○福祉避難所の設置 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○他市町村・県への応援要求 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施 	

■町の措置

区分	主な措置
第1節 避難所の開設・運営	第1 (1) 避難所の開設
	第1 (2) 多様な避難所の確保
	第1 (3) 他市町村又は県に対する応援要求
	第1 (4) 避難所の運営
	第3 (1) 広域一時滞在に係る協議等
第2節 要配慮者支援対策	第1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導
	第1 (2) 避難行動要支援者の避難支援
	第1 (3) 障害者に対する情報提供
	第1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保
	第1 (5) 福祉避難所の設置等
	第1 (6) 福祉サービスの継続支援
	第1 (7) 県に対する広域的な応援要請

	第1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
第3節 帰宅困難者対策	第1 (1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設(滞り場所)の確保等
	第1 (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供
	第1 (3) その他帰宅困難者への広報
	第1 (4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

第1節 避難所の開設・運営

第1 町における措置

(1) 避難所の開設

町は、災害のため避難した居住者や滞り者等や被災した住民等を、一時的に滞りさせるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

町は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

町は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には町の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

県や町が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防

災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

サ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

町は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

ス 感染症対策

町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第2 県（防災安全局）における措置

県は、町の実施する避難所の開設につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第3 広域一時滞在に係る協議等

(1) 町における措置

町は、災害が発生し、被災した住民の、町の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、町から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、町に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協

議等を代行する。)

(3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設状況を知事に報告する。この旨の報告事項は概ね次のとおりであり、最も速やかな方法で報告する。

ア 避難所開設の日時、場所

イ 箇所数及び収容人員（避難所別）

ウ 開設期間の見込

資料(1) 指定緊急避難場所（資料編第4章4(3)）

第4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第2節 要配慮者支援対策

第1 町における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章 第3節 住民等の避難誘導 第1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章 第3節 住民等の避難誘導 第2 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

町は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

- ア 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携
- イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
- ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

第2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、町が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCA T）の編成・派遣については、県が実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

第1 県（防災安全局）及び町における措置

- (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等
県及び町は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。
また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。
- (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供
県及び町は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。
- (3) その他帰宅困難者への広報
県及び町は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。
- (4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策
町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受け入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

第2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、

帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第10章 水・食品・生活必需品等の供給

■基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
	○水・食料・生活必需品等の供給	—————→
	○他市町村・県への応援要求	—————→

■町の措置

区分	主な措置
第1節 給 水	第1 (2) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給
	第1 (3) 断水が生じた場合の措置
	第1 (4) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮
第2節 食品の供給	第1 (2) 炊出しその他による食品の供給
	第1 (4) 他市町村又は県への応援要求
	第1 (6) 米穀の原料調達
第3節 生活必需品の供給	第2 (1) 生活必需品の供給
	第2 (2) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 給水

第1 町における措置

- (1) 対象者は飲料水が枯渇、汚染又は水道の水源地が破壊され、ほかに飲料水を求める方法のない者とする。
- (2) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (3) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (4) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

第2 県（建設局、企業庁）における措置

- (1) 町から要請があった場合、又は必要と認める場合には、応急給水の応援を行う。
- (2) 企業庁においては、県水受水市町村等に対して、可能な限り所要の給水量を確保する。

第3 応急給水

- (1) 実施主体は、町長であり、県はこれを応援する。
- (2) 県及び町は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (3) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

第4 飲料水供給の方法

- (1) 飲料水の供給に使用する容器は、すべて衛生的処理をした後使用するものとし、飲料水の末端給水までの適当な場所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。
- (2) 供給は、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等現地の実情に応じ適宜な方法により行うものとする。

ア ろ水器によるろ過給水

- (ア) 給水能力、範囲等を考慮のうえ、学校プール等を水源に指定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行う。なお、末端給水時の遊離残留塩素を0.4ppm程度とする。

- (イ) ろ過消毒した水は18L缶、ポリエチレン容器等の搬送容器に入れ搬送し給水する。

イ 容器による搬送給水

- (ア) 最寄りの取水基地及び取水量を定める。

- (イ) 取水した水は給水車又は搬送用容器に入れ自動車等により搬送給水する。

- (3) 給水量及び給水時間

1日1人当たりの給水量は3Lとする。

給水を行う期間は災害発生の日から7日以内である。

- (4) その他

ろ水器・給水車等が不足し飲料水の供給が困難な場合は、県又は他の市町村に対し、飲料水の供給の実施又はこれに要する要員、給水資機材につき応援を要請する。

【整備保存すべき帳簿（資料編）】

資料(1) 応急給水用資機材の備蓄（資料編第4章5）

第5 応援体制

- (1) 町は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

第6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第2節 食品の供給

第1 町における措置

- (1) 対象者
 - ア 避難所に避難している者
 - イ 住家の被害が全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水であって、炊事のできない者
 - ウ 旅人、一般家庭の来訪者、旅客等であって、食糧品の持ち合わせがなく、調達できない者
 - エ 被害を受け一時縁故先等に避難するもので、食糧品を喪失し、持ち合わせのない者
- (2) 炊き出しその他による食品の供給

町は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

 - ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(4)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。
 - イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。
 - 第1段階 乾パン、ビスケットなど
 - 第2段階 パン、おにぎり、弁当など
 - ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、シトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。
 - エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。
また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。
 - オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(3) 食料の確保

町長は、県が策定した「応急用米穀取扱要領」9（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時には自ら米穀を確保できるようにするものとする。また、パン、副食品等についても関係団体等の協力を求め、その確保を行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要求する。

(4) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(5) 給与の方法は次のとおりである。

ア 炊き出し

イ 食品給与

ウ 配給品目及び数量

米穀、乾パン又は麦製品のいずれか2つ以上（乳幼児に対してはミルク）

エ 配給数量は1人1日精米600g以内とする。

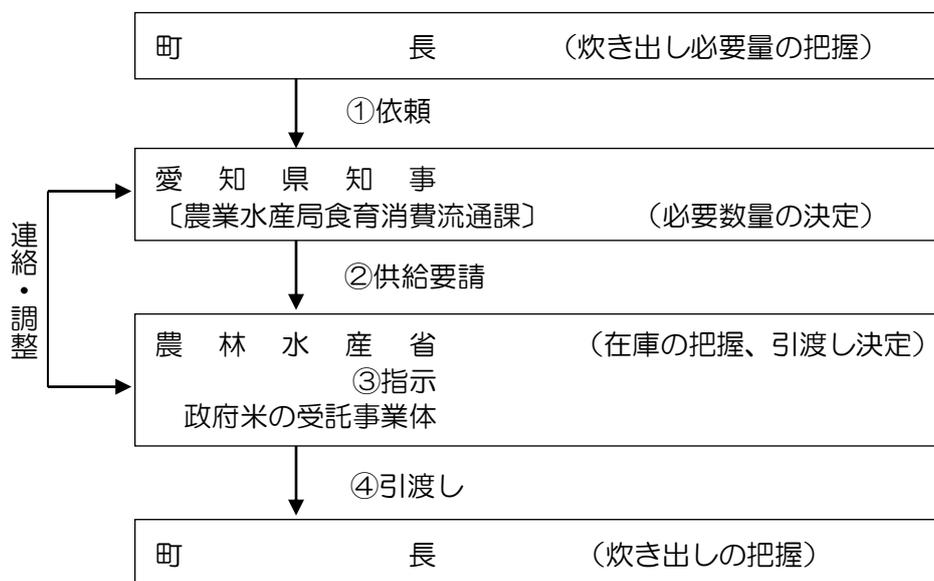
(6) 米穀の原料調達

ア 町は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 町は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 町長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 町は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。



(7) 給与期間

炊き出し、その他による食品の給与期間は災害発生の日から7日間以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を支給する。

資料(1) 炊出し給与簿(様式編様式第14)

- (2) 炊出しその他による食品給与物品受払簿(様式編様式第15)
- (3) 炊出し用物品借用簿(様式編様式第16)
- (4) 飲料水供給記録簿(様式編様式第17)
- (5) 物資受払簿(様式編様式第21)
- (6) 物資給与及び受領簿(様式編様式第22)

第2 県(防災安全局、農業水産局、経済産業局)における措置

(1) 県は、被害状況の把握とともに、必要な食品の確保に努め、町の実情に応じて迅速に食品(米穀等の主食、飲料水(ペットボトル)、副食品、調味料等)を輸送する。

なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食品を確保し輸送する。

(2) 輸送する食品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

- ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あっせん
- イ 他の地方公共団体、国等への応援要請、要求

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送

が開始される場合があることに留意する。

(3) 応援協力関係

ア 町は、自ら炊き出しその他による食品の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ炊き出しその他による食品の給与の実施又はこれに要する要員及び食品につき応援を要求する。

イ 県は、自ら炊き出しその他による食品の給与の実施又は町からの応援要求事項の実施が困難な場合、主食については東海農政局に、副食については東海農政局、他県に、燃料については中部経済産業局、他県に調達を要求する。また、自衛隊に対しては炊き出しの実施又はこれに要する要員、資機材について応援を要請する。

ウ 県は、町の実施する炊き出し、その他による食品の給与の実施につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

エ 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第3節 生活必需品の供給

第1 対象者

- (1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯
- (2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

第2 町における措置

(1) 町は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、第2節(4)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 給与、貸与する被服、寝具その他生活必需品

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(4) 家庭内備蓄の推進

災害発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想されるので、1週間分以上の飲料水、食料その他の生活物資の家庭内備蓄を推進する。

【整備保存すべき帳簿（資料編）】

資料(1) 生活必需品の調達（資料編第5章2）

第3 県（防災安全局、農業水産局、経済産業局）における措置

(1) 生活必需品の輸送

県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、町の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。

なお、被災した町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災した町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災した町に対する生活必需品を確保し輸送する。

(2) 生活必需品の確保

輸送する生活必需品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あっせん

イ 他の地方公共団体、国（中部経済産業局、自衛隊）等への応援要請

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 燃料の優先供給に係る調整

県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の供給に係る調整に努める。

第4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第11章 地域安全対策

■基本方針

- 災害発生時には、災害現場の混乱、心身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

■町の措置

区分	主な措置
第1節 地域安全対策	第2 県警察の実施する地域安全活動に対する協力

第1節 地域安全対策

第1 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

- ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保

等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

第2 町における措置

町は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第12章 遺体の取扱い

■基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
		○遺体の捜索・収容 →
		○遺体の処理及び一時保存 →
		○遺体の埋火葬 →
		○他市町村又は県への応援要求 →

■町の措置

区分	主な措置
第1節 遺体の捜索	第1 (1) 遺体の捜索
	第1 (2) 検視（調査）
	第1 (3) 応援要求
第2節 遺体の処理	第1 (1) 遺体の収容及び一時保存
	第1 (2) 遺体の検視（調査）及び検案
	第1 (3) 遺体の洗浄等
	第1 (4) 遺体の身元確認及び引き渡し
	第1 (5) 応援要求
第3節 遺体の埋火葬	第1 (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付
	第1 (2) 遺体の搬送
	第1 (3) 埋火葬
	第1 (4) 棺、骨つぼ等の支給
	第1 (5) 埋火葬相談窓口の設置
	第1 (6) 応援要求

第1節 遺体の捜索

第1 町における措置

(1) 遺体の捜索

県警察と緊密に連絡をとりながら遺体の捜索を実施する。捜索の対象者は災害によ

り行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者とする。

(2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

自ら遺体の捜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

第2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第2節 遺体の処理

第1 町における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

第2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

第1 町における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

資料(1) 火葬場（資料編第4章9）

第2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第13章 ライフライン施設等の応急対策

■基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急復旧活動の実施（上水道、工業用水、下水道） ○ 応援の要請 ○ 応援・受援体制の確立 	→

■町の措置

区分	主な措置
第3節 上水道施設対策	第1 (1) 応急復旧活動の実施
	第1 (6) 応援の要請
	第1 (7) 応援・受援体制の確立
第4節 下水道施設対策	第1 (1) 応急復旧活動の実施
	第1 (2) 応援の要請
第5節 通信施設の応急措置	専用通信施設の応急措置

第1節 電力施設対策

第1 中部電力パワーグリッド株式会社北営業所における措置

(1) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(2) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(ア) 電力会社側

- a 火力設備
- b 超高圧系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

- a 人命にかかわる病院
- b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(3) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のある恐れがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(4) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(5) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

第2 県（防災安全局、関係局）における措置

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

第2節 ガス施設対策

第1 東邦ガス株式会社における措置

(1) 緊急対応措置の実施

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(2) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(3) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼び

かける。

第2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

(1) 緊急対応措置

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(2) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(3) 応急復旧活動の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(4) 実施内容

ア 災害時におけるLPガスの保安

LPガス施設が火災等により危険な状態になった場合、又は容器、配管の折損によりガス漏洩の危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

(ア) LPガス供給設備が危険な状態になったときは、直ちに容器を撤去し、安全措置を講ずる。

(イ) LPガス配管の折損等によって漏洩の危険がある場合は、バルブを閉止するなど危険防止に必要な措置を講ずる。

(ウ) 中部近畿産業保安監督部、愛知県防災安全局、県警、消防等へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(5) 広報活動の実施

使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策

第1 県（建設局）、水道事業者（企業庁及び町（北名古屋水道企業団））における措置

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を応急給水する必要がある。

断水が長時間にわたると住民生活に重大な影響を与えるので、北名古屋水道企業団が被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 自家発電装置の設置

停電による給水不能を予想して、自家発電装置を設置する。

(3) 応急災害復旧工事協力工事店

水道施設の復旧工事については、北名古屋水道企業団が直接又は請負により行う。

(4) 応急資器材の確保

ア 応急修理に当てるための資材は、台帳を整備し常に保有する。

イ 応急に飲料水を供給するための器材を保有する。

(5) 拠点給水箇所

災害により配管等施設に支障が生じ、給水が不可能になった場合は拠点給水を行う。

(6) 応援の要請

ア 水道事業者は、応急復旧作業等を自己の力で処理し得ないと判断される場合、「水道災害相互応援に関する覚書（昭和53年3月29日締結）」により、地域水道連絡協議会長、県企業庁長、日本水道協会愛知県支部長、県の順序に従い応援を要請する。

イ 県は、被害状況により必要があると認めるときは、応援可能な県内水道事業者等

へ応援するよう指示する。

ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。

資料(1) 水道災害相互応援に関する覚書（資料編第12章）

(7) 応援・受援体制の確立

ア 施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

イ 災害時等、相互応急給水のための隣接水道事業者と緊急連絡管を整備し、相互融通を図る。

ウ 受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第4節 下水道施設対策

第1 下水道管理者（県（建設局）及び町）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

(2) 応援の要請

愛知県独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

第5節 通信施設の応急措置

第1 県(防災安全局、総務局)、町及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要

な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切り替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

第6節 郵便業務の応急措置

第1 日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

第1 県、町及びライフライン事業者における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、町、ライフ

ライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第14章 道路災害対策

■基本方針

○ 橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第16章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
	<ul style="list-style-type: none"> ○県、国土交通省等関係機関への連絡 ○警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 ○救助・救急活動及び消防活動 → ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○応援要請 	

■町の措置

区分	主な措置
第1節 道路災害対策	第2 (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡
	第2 (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令
	第2 (3) 救助・救急活動及び消防活動
	第2 (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
	第2 (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
	第2 (6) 他の市町村に対する応援要請
	第2 (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

第1節 道路災害対策

第1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設局）、町、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置

(1) 道路パトロールカーによる巡視並びに国土交通省及び愛知県への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、国土交通省及び愛知県に連絡する。

(2) 交通規制

大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（第7章「交通の確保・緊急輸送対策」参照）。

(3) 初期の救助及び消防活動への協力

県、町の要請を受け、初期の救助及び消防活動に協力する。

(4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 他の道路管理者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

第2 町における措置

(1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

町で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（西春日井広域事務組合消防本部）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援

基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

第15章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

■基本方針

○ 危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県への通報 ○ 危険物所有者等への危害防止措置の指示 ○ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 ○ 消防隊の出動による救助及び消火活動 ○ 応援要請 	

■町の措置

区分	主な措置
第1節 危険物等施設	第1 (1) 災害発生に係る県への通報
	第1 (2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示
	第1 (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令
	第1 (4) 災害時におけるガスの保安
	第1 (5) 消防隊の出動による救助及び消火活動
	第1 (6) 他市町村に対する応援要請
	第1 (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼
第2節 危険物等積載車両	それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置

第1節 危険物等施設

第1 町における措置

- (1) 災害発生に係る県への通報
県へ災害発生について、直ちに通報する。
- (2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示
危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のため

めの措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 災害時におけるガスの保安

町長は、災害の程度により、ガスボンベの使用を禁じ、必要事項について防災行政無線等を通じて広報活動を行う。

(5) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(6) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（西春日井広域事務組合消防本部）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めらる。

第2節 危険物等積載車両

第1 危険物等輸送機関、県警察、県（防災安全局、保健医療局）及び町における措置

町は、それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第16章 高圧ガス災害対策

■基本方針

○ 高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
	○危険物等施設に準じた措置	

■町の措置

区分	主な措置
第1節 高圧ガス施設	第15章 第1節「危険物等施設」に準じた措置

第1節 高圧ガス施設

第1 町における措置

町は第15章 第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

第17章 火薬類災害対策

■基本方針

○ 火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県への通報 ○ 火薬類所有者等への危害防止措置の指示及び警戒区域の設定 ○ 消防隊の出動による救助及び消火活動 ○ 応援要請 	

■町の措置

区分	主な措置
第1節 火薬類関係施設	第1 (1) 災害発生に係る県への通報
	第1 (2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定
	第1 (3) 消防隊の出動による救助及び消火活動
	第1 (4) 他市町村に対する応援要請
	第1 (5) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼
第2節 火薬類積載車両	第1節「火薬類関係施設」に準じた措置

第1節 火薬類関係施設

第1 町における措置

- (1) 災害発生に係る県への通報
県へ災害発生について、直ちに通報する。
- (2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定
火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限退去等を命令する。また、町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等をうけ、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(4) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（西春日井広域事務組合消防本部）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(5) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあせんに求める。

第2節 火薬類積載車両

第1節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。

第18章 大規模な火事災害対策

■基本方針

○ 大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

なお、第15章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」、第16章「高圧ガス災害対策」及び第17章「火薬類災害対策」の定めについても留意するものとする。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県への連絡 ○ 避難指示等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○ 消防ポンプ自動車等による消防活動 ○ 応援要請 ○ 救助・救急活動 ○ 医療班の派遣及び医療機関への搬送等 	

■町の措置

区分	主な措置
第1節 大規模な 火事災害対策	第1 (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡
	第1 (2) 避難情報
	第1 (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令
	第1 (4) 消防ポンプ自動車等による消防活動
	第1 (5) 県及び他市町村への応援要請
	第1 (6) 救助・救急活動
	第1 (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
	第1 (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
	第1 (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

第1節 大規模な火事災害対策

第1 町における措置

- (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡
発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 避難情報
地域住民等の避難指示等については、第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。
- (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 消防ポンプ自動車等による消防活動
直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。
- (5) 県及び他市町村への応援要請
町で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（西春日井広域事務組合消防本部）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (6) 救助・救急活動
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。
- (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

第19章 住宅対策

■基本方針

- 降雨時の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した宅地により二次災害の発生のおそれがあるが、災害直後に、被災した宅地の安全性はどうかなどの判断は専門的知識を持たない被災者には困難である。そこで、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、町民の生命の保護を図る。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 町は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
		《被災宅地危険度判定の実施》 ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《被災宅地の調査》 ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請 ○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理 《住宅の応急修理》 ○応急修理の実施の補助 《障害物の除去》 ○障害物の除去の実施

■町の措置

区分	主な措置
第1節 被災宅地の危険度判定	第2 (1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置
	第2 (2) 被災宅地危険度判定活動の実施
第2節 被災住宅等の調査	第1 被災住宅等の調査
第3節 公共賃貸住宅等への 一時入居	第1 (1) 提供する住宅の選定・確保
	第1 (2) 相談窓口の開設
	第1 (3) 一時入居の終了
	第1 (4) 使用料等の軽減措置
	第1 (5) 応援協力の要請
第4節 応急仮設住宅の設置 及び管理運営	第1 (2) 建設用地の確保
	第1 (5) 被災者の入居及び管理運営
第5節 住宅の応急修理	第2 応急修理に関する補助事務
第6節 障害物の除去	第1 (1) 障害物の除去の実施
	第1 (2) 他市町村又は県に対する応援要求

第1節 被災宅地の危険度判定

第1 県（建築局）における措置

(1) 被災宅地危険度判定支援本部の設置

実施要綱等に基づき、町の被災宅地危険度判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

支援本部は、町判定実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。

(2) 被災宅地危険度判定活動の支援

支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

第2 町における措置

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

町の区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、町災害対策本部の中に町被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

第2節 被災住宅等の調査

第1 町における措置

町は災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第2 県（防災安全局、建築局）における措置

県は災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な以下の事項について状況把握を行う。また、必要に応じて、町が行う調査を支援する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する町の要望事項
- (3) 住宅に関する市町村の緊急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

第1 県（建築局）、町、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、町、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

資料(1) 賃貸借契約書(様式編様式第29)

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

第1 県(建築局)及び町における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

町は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

町は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として町が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 1戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則(昭和40年愛知県規則第60号)に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承

認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた町長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

町は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

風水害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町は、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、町は、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

- 資料(1) 応急仮設住宅入居申込書（様式編様式第30（その1））
(2) 決定通知書（応急仮設住宅入居申請書に対する）（様式編様式第30（その2））
(3) 豊山町応急仮設住宅入居契約書（様式編様式第31）
(4) 応急仮設住宅入居者台帳（様式編様式第32）

第2 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、町が行う。

第5節 住宅の応急修理

第1 県（防災安全局・建築局）における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ロ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(ハ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(ニ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者。

b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊し

た者。

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ロ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(ハ) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(ニ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。

第2 町における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

第3 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、町が行う。

第6節 障害物の除去

第1 町における措置

(1) 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

町は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

資料(1) 障害物除去の状況記録簿（様式編様式第36）

第2 県（防災安全局）における措置

県は、町から応援の要求があった場合は、協定締結団体等に協力を要請する。

第3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第20章 学校における対策

■基本方針

- 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、町教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
<ul style="list-style-type: none"> ○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（町立学校） ○応援の要求

■町の措置

区分	主な措置
第1節 気象警報等の伝達、 臨時休業及び避難 等の措置	第1 (1) 気象警報等の把握・伝達
	第1 (2) 臨時休業等の措置
	第1 (3) 避難等
第2節 教育施設及び教職 員の確保	第1 (1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施
	第1 (2) 教職員の確保
	第3 他市町村教育委員会に対する応援要求
第3節 応急な教育活動に ついての広報	第1 広報・周知活動の実施
第4節 教科書・学用品等 の給与	第2 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与
	第2 (5) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

第1 県（教育委員会）、町及び私立各学校等設置者（管理者）における措置

(1) 気象警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 町立学校

災害等に関する情報は、第3編第3章第1節「被害状況等の収集・伝達」に基づき、町に対して伝達されるので、町教育委員会が、各学校に対して伝達する。

イ 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 町立学校

災害の発生が予想される場合は、町教育委員会又は各学校長が行うものとする。

ただし、各学校長が決定し行う場合は、町教育委員会と協議し、町教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

イ 私立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

町から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、町と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

第1 県（教育委員会）、町及び私立各学校等管理者（管理者）における措置

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きい校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

町内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について町と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

第2 県（教育委員会）における措置

(1) 他県に対する応援要求

県教育委員会は、自ら学校教育を実施し、又は町教育委員会及び私立学校設置者（管理者）からの応援要求事項を実施することが困難な場合、他県へ教育の実施又はこれに要する教育施設、教職員等につき応援を要求する。

(2) 他市町村教育委員会に対する応援指示

県教育委員会は、町教育委員会の実施する教育につき、特に必要があると認められるときは、他市町村教育委員会に応援するよう指示する。

第3 町における措置

町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

第4 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、町教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

第1 県（教育委員会）、町及び私立学校等設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

第1 県（県民文化局、教育委員会）における措置

(1) 文部科学省等に対する応援要請

県は、児童及び生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は町からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。

(2) 他市町村に対する応援の指示

県は、町の実施する教科書・学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。

資料(1) 教科書の調達（資料編第5章5(1)）

(2) 学用品の調達（資料編第5章5(2)）

第2 町における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

町は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した町立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

ア 対象者

(ア) 住家に全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学児童及び中学生徒。

(イ) 義務教育に関するものだけに限られること。

(ウ) 現に学用品がなくなった者であること。

イ 給与の方法

(ア) 給与の対象となる児童、生徒の数を把握するため、被災者名簿と、各学校における学籍簿とを照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。

(イ) 教科書については、学年別、学科別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

(ウ) 文房具、通学用品は前記の給付対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入する。

ウ 学用品の品目

- (ア) 教科書、教材
- (イ) 文房具
- (ウ) 通学用品

エ 費用の限度

教科書及び学用品の給与の費用の限度は、災害救助法施行細則の基準による。

オ 給与の期間及び記録等

- (ア) 学用品が最終的に被災児童、生徒の手に渡るまでの期間をいう。
 - a 教科書、教材 1か月以内
 - b 文房具、通学用品 15日以内
- (イ) 学用品の給与を実施したときは、次の書類、帳簿等を必ず保管しなければならない。
 - a 学用品購入（配分）計画表（様式第41）
 - b 学用品給与簿（様式第42）
 - c 学用品出納に関する帳簿
 - d 学用品の購入関係支払証拠書類
 - e 備蓄物資払出証拠書類

資料(1) 学用品購入（配分）計画表（様式編様式第41）

(2) 学用品給与簿（様式編様式第42）

(2) 奨学に関する措置

公立学校にあっては保護者の申請により、その被害の程度に応じて費用の支払いの延期、減額又は免除等の必要な措置を講ずる。

(3) 学校給食の応急実施

ア 給食施設設備の整備

給食センターの給食施設設備は応急給食のほか、災害時には非常炊出しにも使用するので、被害のあったときは速やかに修理する。

イ 給食用の物資の確保

給食センターの給食施設の損壊により、給食が実施できないときは最寄りのパン委託工場及び委託乳工場等に対し、緊急指令により、必要量の供給を要請する。

(4) 福祉、保育の応急実施

ア 福祉施設及び保育所は避難所として使用するため、速やかに損壊部分の応急復旧を行う。

イ 避難所として使用しない福祉施設、保育所において速やかに福祉、保育を開始する。

ウ 福祉施設・保育所が使用不可能な場合は、他の施設において福祉、保育を開始するよう努める。

(5) 他市町村又は県に対する応援要請

町は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

第3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第21章 労務供給計画

■基本方針

○ 急迫した事態に県及び町の職員の労力だけでは充分迅速な措置を講ずることができない場合、救助の実施に必要な労務者の雇いあげについて万全を期する。

■町の応急活動

事前	被害発生中	事後
		○労務の確保

■町の措置

区分	主な措置
第1節 災害救助法による労務者の 雇いあげ基準	第4 労務者雇いあげの記録作成
	第5 県を通した職業安定所長への要請

第1節 災害救助法による労務者の雇いあげ基準

第1 災害救助法による労務者の雇いあげ基準

(1) 被災者避難誘導のための労務者

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるために雇いあげる労務者である。

したがって災害の根本的解決、拡大防止、学財持出し、他官公署の雇いあげたもの及び個人が雇いあげた労務者については対象とならない。

また、避難が終わり帰宅する場合にも原則として対象とならない。

(2) 医療及び助産における移送のための労務者

医療班では処置できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を施さなければならない患者を、医療施設に運ぶための労務者である。また、医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う労務者も含まれる。

ただし、医薬品及び衛生材料等を輸送する労務者はここでは含まない。

(3) 罹災者の救出のための労務者

罹災者を救出することそのものに必要な労務者と、その救出に要する機械、器具その他の資材の操作及び後始末の労務者がここに含まれる。

(4) 飲料水の供給のための労務者

飲料水を供給するための労務者、供給するための機械器具の運搬、操作に要する労務者及び飲料水浄化のための薬品配布に要する労務者である。

(5) 救済用物資の整理、輸送及び配分のための労務者

ア 救済用物資の整理、保管に係る労務者

イ 救済用物資の輸送に係る労務者

ウ 救済用物資の配分に係る労務者

ただし、避難所用の建築資材、むしろ、応急仮設住宅用建設資材、住宅応急修理用資材、埋葬用棺、骨壺等の輸送、配分等に要する人件費はそれぞれの基準内で操作し、ここでは対象とならない。

(6) 遺体の搜索のための労務者

遺体を搜索する行為そのものに必要な労務者とその搜索に要する機械、器具その他資材を操作し、又は後始末する労務者である。

(7) 遺体の処理（埋火葬を除く。）

遺体の洗浄、消毒等の処理及び遺体安置所まで輸送するための労務者、その他埋火葬のための労務者、炊出しのための労務者、そのほかに応急仮設住宅建築資材、住宅応急資材修理資材等の長距離輸送のための労務者については、必要により事前に内閣総理大臣の承認を受けて認められる場合がある。

第2 労務者雇いあげの方法

(1) 条 件

ア 知事又は町長の雇いあげた正当な労務者であること。

イ 消防団、各種団体等の責任者及び知事の協力命令を受けた者については、奉仕による協力を前提としているので通常対象とならない。

ウ 雇いあげの人数については必要最小限度でなければならない。

(2) 雇いあげの期間

労務者雇いあげの期間は、それぞれの救助が認められている次の期間である。

ア 罹災者の避難

被害が発生し、又はそのおそれのある1日程度の極めて短い期間

イ 医療及び助産における移送

(ア) 医 療 災害発生の日から14日以内

(イ) 助 産 災害発生の日から7日以内

ウ 罹災者の救出

災害発生の日から3日以内

エ 飲料水の供給

災害発生の日から7日以内

オ 救済用物資（義援物資を含む。）の整理、輸送及び配分

(ア) 被服、寝具その他生活必需物資の整理

災害発生の日から10日以内

(イ) 学用品の整理

- 教科書 災害発生の日から1か月以内
その他 災害発生の日から15日以内
- (ウ) 炊出し用食糧、調味料、燃料等の整理
災害発生の日から7日以内
- (イ) 医薬品、衛生材料の整理
災害発生の日から14日以内
- 力 遺体の搜索 災害発生の日から10日以内
キ 遺体の処理 災害発生の日から10日以内
- 資料(1) 遺体捜索状況記録簿(様式編様式第45)
(2) 遺体処理台帳(様式編様式第48)

第3 実務弁償

応急救助(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第4条に規定するもの)を行うため特に必要と認め、救助業務に従事させる者の実費弁償の額は、次のとおりとする。

- (1) 日当及び時間外勤務手当
災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者
(資料編 愛知県災害救助法施行細則 別表第2)

第4 記録等

労務者を雇いあげた場合には、次の帳簿等を整備、保存しなければならない。

- (1) 臨時雇上労務者勤務状況表
(2) 人件費支払関係証拠書類

資料(1) 臨時雇上労務者勤務状況表(様式編様式第51)

第5 労務の確保

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認められる場合において、町だけで労務者が不足し、又は雇用ができないときは、県を通じて職業安定所長へ要請し確保を図る。

第 4 編 災害復旧・復興

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

■基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 県及び町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

■町の措置

区分	主な措置
第1節 復興本部の設置等	第1 (1) 町復興計画の策定
第2節 職員の派遣要請	第1 (1) 国の職員の派遣要請
	第1 (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請
	第1 (3) 職員派遣のあっせん要求

第1節 復興本部の設置等

第1 町における措置

(1) 町復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする町は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、町復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

第1 町における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

町長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団

体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

町長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

■町の措置

区分	主な措置
第2節 激甚災害の指定	第2 (1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力
	第2 (3) 指定後の関係調書等の提出
第3節 暴力団等への対策	第2 (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除
	第2 (2) 公の施設からの暴力団排除

第1節 公共施設災害復旧事業

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

第1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

第3 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合には予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

(2) 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし1年ふりかえ支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて町長が実施した費用

知事の指示に基づいて町長が実施した応急措置のために要した費用及び応援を受けた費用で町が負担することが困難又は不適當なもので政令の定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令が定めるところによって知事が一部又は全

部を負担する。

その負担率については災害対策基本法施行令第40条により負担することが不適当と認められるもののうち、町が区域内で実施した応急措置のために要する費用については2/3、応援のために要した費用で負担することが困難なものは全部を県が負担する。

第4 重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は町からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等は、以下のとおりとする。

第1 県（防災安全局、関係部局）における措置

(1) 激甚災害の指定に係る調査

県は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係局で必要な調査を実施するものとする。関係局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるものとする。

(2) 国機関との連絡調整

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

(3) 指定後の手続き

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係局は負担金等を受けるための手続きその他を実施するものとする。

第2 町における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(2) 指定後の関係調書等の提出

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

第3 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業 $\left\{ \begin{array}{l} \text{(公共的施設区域内)} \\ \text{(公共的施設区域外)} \end{array} \right.$
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦保険法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

第1 県警察における措置

(1) 暴力団等の動向把握

災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。

(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。

(3) 暴力団排除に関する広報活動等

暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対する的確な対応を行う。

第2 県及び町における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

■基本方針

- 県及び町は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。
- 被災地から排出されたし尿及びごみを速やかに処理して清潔さを保ち、環境衛生を確保する。

■町の措置

区分	主な措置
第1節 災害廃棄物処理 対策	第2 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定
	第2 (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理
	第2 (3) し尿・ごみの収集・運搬、処分
	第2 (4) 周辺市町村及び県への応援要請

第1節 災害廃棄物処理対策

第1 県（環境局）における措置

(1) 連絡調整及び支援・協力の実施

県は、町から次の事項等について要請があった場合は、事業者団体との協定に基づき応援を要請するとともに、災害応援が円滑かつ迅速に実施されるよう、必要な情報を収集・整理し、県内市町村、廃棄物処理業者の団体等の連絡調整を行う。

ア し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬

イ 災害廃棄物の撤去

ウ 災害廃棄物の収集及び運搬

エ 災害廃棄物の処分

オ 被災地域で廃棄される冷凍空調機器等からのフロン類の回収

また、必要に応じて、廃棄物の広域的な処理体制を確保するため、国、他県、町、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力を行う。

資料(1) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（資料編第12章）

第2 町における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

町は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘察し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 町は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な

大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

資料(1) し尿運搬車(資料編第4章8(1))

(2) ごみ処理施設(資料編第4章8(2))

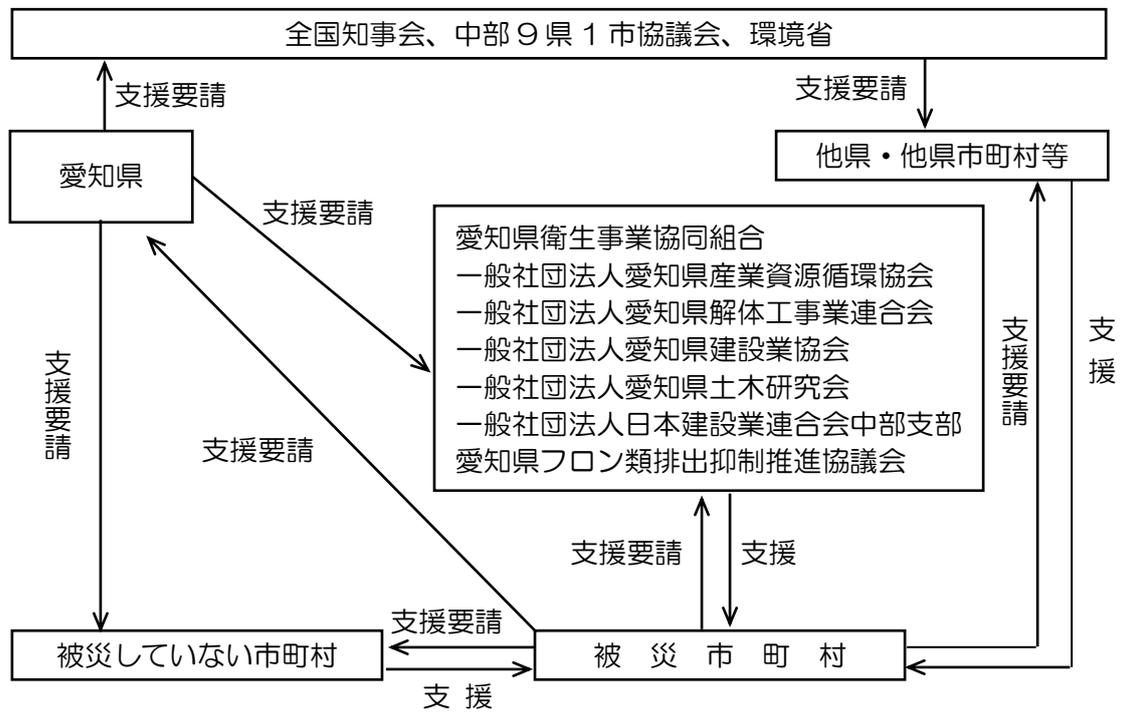
(3) ごみ運搬車(資料編第4章8(3))

(4) 周辺市町村及び県への応援要請

県及び町は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

町は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

災害時の支援体制



第4章 被災者等の生活再建等の支援

■基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

■町の措置

区分	主な措置
第1節 罹災証明書の交付	第2 罹災証明書の交付
第2節 被災者台帳の作成及び災害 ケースマネジメントの実施	第2 (1) 被災者台帳の作成
	第2 (2) 災害ケースマネジメントの実施
第3節 被災者への支援金等の支 給、税の減免等	第1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付
	第1 (2) 災害弔慰金等の支給
	第1 (3) 町税等の減免等
	第1 (4) 義援金の受付、支給
第4節 住宅等対策	第1 (1) 災害公営住宅の建設
	第1 (2) 相談窓口の設置

第1節 罹災証明書の交付

第1 県（防災安全局）における措置

(1) 市町村の支援

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。

なお、町から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。

(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような

工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じる
ことのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へ
のノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

第2 町における措置

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施
するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、
被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影し
た住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

罹災証明書の発行については、被害状況が確認できないときは取り敢えず本人の申告
により仮罹災証明書を発行するものとする。

罹災者の被害状況の調査確認を了したときは、仮罹災証明書を発行したものについて
は、罹災証明書に切替え発行するものとする。

罹災証明書の発行は1回とし、必要に応じて写に奥書証印の上交付するものとする。

資料(1) 仮罹災証明書(様式編様式第5)

(2) 罹災証明書(様式編様式第6)

第3 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的
知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

第1 県(防災安全局、福祉局、保健医療局)における措置

(1) 市町村への被災者に関する情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市
町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(2) 市町村の支援

県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、
社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケー
スマネジメントの取組を支援するよう努める。

第2 町における措置

(1) 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配

慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

町は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

資料(1) 被害状況調査用紙（被災者台帳）（様式編様式第4（その1））

(2) 世帯構成員別被害状況（様式編様式第20）

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

第1 町における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

町は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行う。

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4）

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4）

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために1世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国2/3、県1/3）

(3) 町税等の減免等

町は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時

に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

ア 募集・受付

日赤県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、町の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集することがある。

また、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。

イ 配分

町は、県、日赤県支部、報道機関、又は各種団体等から寄託された義援金品を適切かつ速やかに被災者に配分するため、町、関係団体で配分委員会を組織する。配分にあたっては、被害の程度、対象者数などを勘案して、被災者に対して公平を期すように注意する。

第2 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため1世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

第4節 住宅等対策

第1 町における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、町は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

第2 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害

復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第5章 商工業・農林水産業の再建支援

■基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

■町の措置

区分	主な措置
第1節 商工業の再建支援	第1 (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
第2節 農林水産業の再建支援	第1 (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
	第1 (2) 金融支援等
	第1 (3) 施設復旧

第1節 商工業の再建支援

第1 町における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

第1 町における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

町は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照